

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日発行)

目次
◇告 示 鳥取県土木工事共通仕様書

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県土木工事共通仕様書を次のとおり定める。

昭和四十年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県土木工事共通仕様書

目次

第一章 総則(第一条—第二十四条)

第二章 材料

第一節 通則(第二十五条—第二十七条)

第二節 盛り土材料(第二十八条・第二十九条)

第三節 木材(第三十条—第三十三条)

第四節 石材及び骨材(第三十四条—第五十条)

第五節 鉄及び鋼材(第五十一条—第五十三条)

第六節 非鉄金属材料(第五十四条—第五十六条)

第七節 セメント及びセメント混和剤(第五十七条—第六十条)

第八節 れき青材料(第六十一条・第六十二条)

第九節 セメントコンクリート製品(第六十三条—第六十九条)

第十節 芝、粗だ、竹及びわら製品(第七十条—第七十二条)

第十一節 塗料(第七十三条)

第十二節 その他(第七十四条・第七十五条)

第三章 施工機械

第一節 通則(第七十六条・第七十七条)

第二節 丁張り(第七十八条・第七十九条)

第三節 さん橋及び足場(第八十条・第八十一条)

第四節 機械設備(第八十二条—第九十一条)

第五節 材料置場(第九十二条—第九十七条)

第四章 土工

第一節 切り土(第九十八条—第一百条)

第二節 盛り土(第一百一条—第一百四条)

第三節 路床、路盤及び路面工(第一百五条—第一百七条)

第五章 一般施工

第一節 基礎工(第一百八条—第一百八条)

第二節 管きよ工(第一百九条・第二十条)

第三節 石積み(石張り)工(第二十一条—第二十四条)

第四節 のり面保護工(第二十五条—第二十八条)

第五節 根固め工(第二十九条—第三十二条)

第六節 ずい道工(第三十三条—第三十五条)

第六章 コンクリート工

第一節 コンクリート工(第百三十六条―第百六十一条)

第二節 型わく工(第百六十二条―第百六十七条)

第三節 鉄筋工(第百六十八条―第百七十条)

第七章 舗装工

第一節 通則(第百七十一条―第百七十五条)

第二節 セメントコンクリート舗装工(第百七十六条―第百八十三条)

第三節 アスファルト舗装工(第百八十四条―第百九十一条)

第八章 橋りょう工(第百九十二条―第百九十一条)

第九章 砂防工事

第一節 土工(第百二十二条・第百二十三条)

第二節 コンクリート工(第百二十四条―第百二十六条)

第三節 その他(第百二十七条―第百三十三条)

第十章 港湾工事(第百三十四条―第百三十三条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この仕様書は、県の土木工事(治山工事及び林道工事を除く)の施工に当たつて請負者が遵守すべき工事の仕様を定め、工事の適正を期することを目的とする。

(適用除外)

第二条 この仕様書は、設計図書に特別の記載がある事項及び特記の仕様が付加された事項については、適用しない。

(寸法の定義)

第三条 設計図書に記載してある寸法は、すべて仕上りの寸法とする。(工程表の変更)

第四条 請負者は、工程表の変更を必要とする場合は、変更工程表を提出しなければならない。

(計画表等の提出)

第五条 請負者は、監督員の要求を受けたときは、使役予定労務、材料入手等にわたる計画表及び詳細な工程表を提出しなければならない。

(仮設物等の配置及び使用機械)

第六条 請負者は、工事施工に必要な仮設物、機械の配置及び工事に使用する主要機器について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に係る事項を変更する場合も、また、同様とする。

(支給材料の受払簿)

第七条 請負者は、支給材料についてその受払状況を記録した帳簿を備え付け、常に残高数量を明らかにしておかななければならない。

(現場発生品の処置)

第八条 請負者は、工事現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処置について監督員の指示を受けなければならない。

(施工検査及び写真撮影)

第九条 床掘り終了時、基礎工施工の前後、型わく鉄筋組立て完了時等主要な工段階の区切り目及び監督員があらかじめ指示した部分については、必ず監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

2 請負者は、監督員の指示に従い、工事しゅん功後、外部から明視できなくなる箇所の施工又は重要な工段階などの工事状況を撮影し、そのつど工事写真帳に整理し、監督員が随時点検できるように現場に常備し、工事完成届に添えて提出しなければならない。

(品質管理)

第十条 請負者は、工事中たえず工事用材料等の品質管理を行わなければならない。

2 請負者は、監督員が指示する品質管理の対象項目について品質試験を行ない、その結果を監督員に報告するとともに試験数値を記録整備しなければならない。

(工事現場の管理)

第十一条 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起さないよう処置しなければならない。

2 請負者は、工事施工中監督員の承認及び関係官公署の許可なく流水又は水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすような方法で工事を施工してはならない。

3 請負者は、工事現場の風紀の取締り及び衛生の管理、並びに火災、盗難その他の事故防止について責任をもつて処理しなければならない。

4 請負者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名、工期、事業主体名、工事請負者名等を記入した標示板を設置しなければならない。

5 請負者は、工事現場及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対し工事施工により支障を及ぼさないよう相当な防護工を施して工事を実施しなければならない。

6 前各項に定める場合のほか、工事施工中必要に応じ、監督員が指示する現場管理を行わなければならない。

(防災及び保安)

第十二条 請負者は、豪雨、出水その他天災に対する防災施設を設置する

とともに天気予報に注意し、常に万全の措置を講じておかなければならない。

2 請負者は、道路上又は道路の附近で作業をするときは、標示信号等を設置するとともに監督員が指示する人数の見張人を置き通行者の安全を確保しなければならない。

3 請負者は、工事現場が危険なため一般の立入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承認を受けて、その区域に適当な柵いを設けるとともに立入禁止の標示をしなければならない。

(交通標識等)

第十三条 請負者は、道路を取りこわし、又は道路沿いに工事を行なう場合において、道路の通行止め、片側通行、重量制限等をする必要があるときは、監督員の指示する箇所にそれぞれ該当する道路標識を設けるよう手続きをしなければならない。

2 請負者は、工事施工のため通行者に危険を及ぼすおそれがある場所には、注意を促すための標識を設けなければならない。この場合において、夜間は、適当な照明を点じるとともに危険箇所に赤色灯等を設置しなければならない。

(爆発物の取扱い)

第十四条 請負者は、火薬、ガソリン等の爆発物を使用する場合は、その保管及び取扱いについては、関係法令の定めるところにより万全の措置を講じなければならない。

(測量標の保護)

第十五条 測量標は、位置及び高さが変動しないように適切な保護をしなければならない。ただし、工事の進捗に伴つてこれを存置することが困

難な場合は、監督員の指示により移設するものとする。

2 測量標のうち中必ぐい、I P・B C・E C等の移設に当たっては、正規な位置をいつでも計測できるように控えぐいを設けるものとする。

3 用地幅ぐい及び水準基標（仮B・Mを含む。）は、監督員の承認を受けなければ移設してはならない。

4 丁張りを移動する必要がある場合は、監督員の指示を受けなければならぬ。

5 第一項及び第二項の規定により移動した測量標及び控えぐいは、監督員の検測を受けなければならない。

（仮設備）

第十六条 工事施工のため必要な仮橋、仮道、仮水路等の仮設備は、あらかじめ監督員の指示を受けて施工しなければならない。

（就業時間の伸縮）

第十七条 工事施工のつ合により就業時間を伸縮し、又は夜間作業を必要とする場合は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 工事工程の遅延回復のため又は工事施工上のつ合により監督員が就業時間の延伸又は夜間作業の必要を認めるときは、請負者は、その指示に従わなければならない。

（請負者の費用の負担）

第十八条 請負者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 設計図書又は仕様書に示さない軽易なもので、工事施工上又は工事目的物の維持上欠くことのできない材料及び作業に要する費用
- 二 各種試験検査及び破壊検査に係るものの復旧に要する費用
- 三 工事記録写真に要する費用

四 請負者の責に帰する理由により生じた費用

（請負者の備付簿冊）

第十九条 請負者は、工事現場に工事日誌を備え付け、材料の入手、検収、払出し及び工事進捗状況を記入しなければならない。この場合において、セメント等の主要材料については、納入業者の発行する納入伝票の写し等を必要に応じて添付しなければならない。

（関係法規の遵守）

第二十条 請負者は、工事の施工に当たつて、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び各関係附属法規並びに工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

（連絡協調）

第二十一条 請負者は、工事中関係官公署その他の取締機関に対しては、緊密な連絡をとり、じゆう分協調を保つとともに、工事現場に関係のある個人に対しても親切を旨とし、円滑な工事の進捗を図らなければならない。

（手続きの処理等）

第二十二条 工事施工のために必要な関係官公署等に対する手続きは、請負者が迅速に処理しなければならない。

2 関係官公署等に対し交渉をするとき又は関係官公署等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出なければならない。

（工事の検査）

第二十三条 工事の出来形検査、中間検査及び完成検査には、原則として請負者(代理人を含む。)又は現場代理人及び主任技術者が立ち会わなければならない。

2 監督員が行なう予備検査又は工事施工中に行なう施工検査には、現場代理人又は主任技術者が立ち会わなければならない。

(工事後の整理)

第二十四条 工事現場の跡埋め及び清掃並びに使用しなかつた材料、施工施設等の撤去は、監督員の指示により、すみやかに行ない、必ず工工期間に完了しなければならない。

第二章 材料

第一節 通則

(通則)

第二十五条 この仕様書に規定していない材料は、工業標準化法(昭和十四年法律第八十五号)に規定する日本工業規格(以下「J・I・S」という。)又はこれに準ずる規格に該当するものでそれぞれ監督員の承認を受けたものでなければならない。

(材料の試験)

第二十六条 工事に使用する主要材料は、原則として材質試験を行なわなければならない。ただし、監督員が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

2 材質試験は、J・I・S又はこれに準ずる方法によらなければならない。

3 試験の結果、その成績が規定の標準に達せず不合格と認められる場合は、その材料を使用してはならない。

(代用材料)

第二十七条 設計図書又は仕様書に記載してある材料が入手困難な場合は、これと同等以上の強度、品質及び形状寸法をもつものに限り、監督員の承認を受けて代用材料とすることができる。

第二節 盛り土材料

(通則)

第二十八条 盛り土に使用する土砂は、工事の目的に適した密度、含水量、コンシステンシー限界及び粒度組成をもつものでなければならない。この場合において、監督員が必要があると認めて指定したものについては、土質試験を行なわなければならない。

(盛り土材料)

第二十九条 盛り土材料は、その土質を指定された場合のほか、工事の目的に適合したもので監督員の承認を受けたものでなければならない。

2 盛り土材料は、次の各号に掲げる基準に従つたものでなければならない。

一 じゆう分締め固めできるものでなければならない。

二 草、木片、有機不純物等容積変化を生ずるもの又は含水乾燥により不安定となる不良な粘土、岩石等を使用してはならない。

三 はなはだしく湿潤な土砂、雪を混入した土砂又は凍結している土砂を使用してはならない。

四 玉石、大石等は監督員の承認を受けなければならない。

五 道路盛り土は、排水良好で安定な粗粒土を使用するものとし、粘土質の多い土、腐蝕土等を使用してはならない。

六 耐水しや水を目的とする盛り土は、原則として適当な粘土分を含み、

透水性が少なく、かつ、水に対して安定な土を使用しなければならない。

七 水中埋立て及び水中盛り土は、砂質土砂、かき込み砂利等水中で安定なものを使用しなければならない。

第三節 木材

(通則)

第三十条 工事に使用する木材は、じゆう分使用目的に適した品質形状を有し、農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)に規定する日本農林規格によるものでなければならない。

2 水中用木材又は土中用木材は、生木とし、その他の木材はすべて乾燥材でなければならない。

3 特殊の木材については、設計図書に示すほか、すべて監督員の承認を受けなければならない。

(防腐処理)

第三十一条 木材の防腐処理は、次の各号の一に該当する方法によらなければならない。その処理に当たつては、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 表面炭化法 木材の品質に大きく影響するほど深部まで行なつてはならない。

二 防腐剤塗布 防腐剤は、すべて三回塗り以上にし、木材に割れ目がある場合には、割れ目まで塗布しなければならない。

三 防腐剤注入 防腐剤を注入する場合は、あらかじめ注入しようとする木材について監督員の承認を受けなければならない。

(丸太材)

第三十二条 丸太材は、特に指示したもののほか、皮はぎ材とし、その屈曲は、両木口における心墨を結ぶ線が周辺からはずれないものを限度として認めることができる。

2 丸太材の径は、皮をはぎ、長さに直角な平面において計り、その最短径とする。ただし、特に入手困難な木材で良材と認められるものは、最長径と最短径とを平均した寸法とし、短径は、長径の八十パーセント以上のものに限り認めることができる。

3 丸太材のふとりが、長さの一パーセントをこえるものは、認めないことができる。

4 くい木は、第一項に規定する屈曲を認めるが、戻りのあるものでなければならない。

(製材)

第三十三条 押角材における各辺の直線部の長さは、その辺の七十パーセント以上でなければならない。

2 正角材は、その断面の四すみがすべて直角のひき材でなければならない。ただし、断面積で、千分の五以内の丸身のもの、認めることができる。

3 割り材は、指定の形状及び寸法に適した丸身のないもので、かつ、木の大体長が手の面に平行して素直であり、斜めに引き抜いたようなものであつてはならない。

4 板材は、全長が均一な厚さ及び幅を有し、丸身又はそのりのないものでなければならない。

第四節 石材及び骨材

(通則)

第三十四条 工事に使用する石材は、すべて用途に適した強度、耐久力及び外観を有し、風化その他の影響を受けない良質のものでなければならぬ。

2 コンクリート用骨材については、この仕様書に規定するもののほか、土木学会制定のコンクリート標準示方書によらなければならない。

(間知石)

第三十五条 間知石の形状は、さい頭方すい形であり、かつ、つらの形状、控え長さ、友づら及びあいばのすべてに制限のある築石で、友づらはつらの十六分の一以上、控え長さはつらの平均一陵辺の一・五倍以上、あいばは十五センチメートルから七センチメートルまでを標準とする。

(割り石)

第三十六条 割り石は、全面割はだを有し、つらの形状及び控え長さを制限した築石で、つらの形状は特殊のものを除き通常く形であつて、二陵辺の交角は直角とし、かつ、各陵辺の長さは、控え長さの三分の二内外とする。

(雑割り石)

第三十七条 雑割り石は、指定された寸法を有する破碎石で、有害な皮目及び裂け目のないものでなければならない。

2 雑割り石は、割り石に比し粗雑なもので全面割りはだを有する必要はなく、かつ、二陵辺の交角は、なるべく直角に近い築石であつて、各陵辺の長さ及び対角線の長さは控え長さの三分の二以内とする。

(野づら石)

第三十八条 野づら石は、人工を加えないまま天然に産出する陵線の明らかなでない築石であつて、控え長さのほかは、つらの形状、友づら等に制限のないものとする。

(雑石)

第三十九条 雑石は、玄翁払いの程度で、陵線の明らかなでない築石であつて、野づら石と同様に控え長さのほかは、制限なく、雑割り石に比し粗雑なものとする。

(築石の標準個数及び控え長さの許容範囲)
第四十条 築石の標準個数及び控え長さの許容範囲は、次の表のとおりとする。

材種	25cm		30cm		35cm		40cm		45cm		50cm		55cm	
	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm	個数	許容長さ cm
間知石、割り石、雑割り石	25	23~28	16	28~35	13	33~38	11	38~43	10	43~48	8	48~55	7	53~58
野づら又は雑石	29	23~30	21	28~35	16	33~40	14	38~45	12	43~50	10	48~55	9	53~60

(粗石)

第四十一条 粗石(玉石又は破砕石)の形状寸法は、指定された範囲をこえず、質は、強硬でへん平又は細長いものを含んではならない。

2 粗石の径は、十五センチメートル以上を標準とする。

(栗石)

第四十二条 栗石の径は、五センチメートル以上十五センチメートル以下を標準とし、強硬な天然石又は破砕石で、指定された寸法の範囲内で大小粒が適度に混合されたものであつて、せい弱なものや有害物を有害量以上含んでいてはならない。

(かき込み砂利、切込み砂利及び切込み碎石)

第四十三条 かき込み砂利は、河床に推積した大小の砂利と砂の混合物を採取したもので、その割合は、六対四を標準とする。

2 切込み砂利及び切込み碎石は、大小の砂利又は碎石と砂(ダストを含む。)を混合したもので、その割合は、六対四を標準とする。

(碎石)

第四十四条 碎石は、良質の原石から製造された強硬なもので、陵角に富み、へん平又は細長いものを含まない均質なもので、でい土、土砂、有機性有害物、無機塩類等を有害量以上含まず、指定寸法の範囲内で大小適度の粒度分布をしていなければならない。

(コンクリート用粗骨材)

第四十五条 コンクリート用粗骨材は、清浄、強硬及び耐久的で、へん平な石片、細長い石片、有機質不純物、有害な無機塩類等の有害量を含まないもので、強度は、コンクリートの所要強度以上なければならない。その粒度は、指定寸法の範囲で、指定の粒度分布をしていなければならない。

ない。

(コンクリート用細骨材)

第四十六条 コンクリート用細骨材は、清浄、強硬及び耐久的で、ごみ、どろ、有機不純物その他有害な無機塩類を含まない均質な天然砂又は良質の原石から製造された砂で、指定寸法の範囲内において大小粒が適度に混合されたものでなければならない。

(コンクリート用粗石)

第四十七条 粗石コンクリート用の粗石(玉石又は破砕石)は、清浄及び強硬なものを使用し、薄い平版状又は細長い棒状で、はく離し易いもの及び亀裂があり、ごみ、どろ、有機不純物等が有害量以上附着したものを使用してはならない。また、その強度は、コンクリートの強度以上でなければならない。

(アスファルト舗装用粗骨材)

第四十八条 粗骨材は、次の各号に掲げる条件を有していなければならない。

- 一 材質が均等及び清浄であること。
- 二 強硬で、もろくなく、風化又は熱によつて変質しないこと。
- 三 へん平、細長片又は風化したものが混入していないこと。
- 四 どろ、ごみ、有機不純物、有害な無機塩類等を含まないこと。
- 五 すりへり抵抗が大であること。

2 スラグを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。この場合において、使用するスラグは、堅くて均一な材質と密度を有し、薄片又は細長片、もろいもの、ガラス等が有害量以上混入してはならない。

3 粒度は、指定寸法の範囲で、指定の粒度分布をしていなければならない。

(アスファルト舗装用細骨材)

第四十九条 アスファルト舗装用細骨材は、堅硬で、こみ、どろ、有機不純物等の有害物が有害量以上の混入がなく、加熱しても変質しないものを使用しなければならない。

2 細骨材の粒度は、指定寸法の範囲で指定の粒度分布をしていなければならない。

(アスファルト舗装用ファイラー)

第五十条 アスファルト舗装用ファイラーは、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

一 じゆう分乾燥していること。

二 粉末に固まりがないこと。

三 摂氏二百度に熱しても変質しないこと。

四 七十四ミクロンふるいを通する量が六十五パーセント以上であること。

第五節 鉄及び鋼材

(通則)

第五十一条 工事に使用する鉄鋼材は、使用目的に適した品質及び形状を有しているもので、さび、くされ等変質したものを使用してはならない。

2 J・I・Sに規格が規定されている鉄鋼材又は各種鉄鋼製品を使用する場合は、当該規格に該当するものを使用しなければならない。ただし、やむをえない理由により当該規格に該当しないものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受けて当該規格と同等又は同等以上のものを

使用しなければならない。

(一般構造用圧延鋼材)

第五十二条 一般構造用圧延鋼材は、J・I・S G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)及びJ・I・S G五一九二(形鋼の形状寸法及び重量)の規格によらなければならない。

(棒鋼及び平鋼)

第五十三条 棒鋼及び平鋼は、J・I・S G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)及びJ・I・S G三二九一(棒鋼・平鋼の形状寸法及び重量)の規格によらなければならない。

第六節 非鉄金属材料

(通則)

第五十四条 工事に使用する非鉄金属材料は、使用目的に適した品質形状及び寸法を有していなければならない。

(材質試験)

第五十五条 工事に使用する非鉄金属材料は、監督員が必要であると認められた場合は、監督員の指示する項目について材質試験を行わなければならない。

2 試験方法は、J・I・Sに規定してあるものについては、同規格によつて行ない、同規格にないものについては、監督員の指示によらなければならない。

3 試験の結果は、とりまとめて報告書を作成し、監督員に提出してその承認を受けなければならない。

(非鉄金属材料)

第五十六条 J・I・Sに規格が規定されている非鉄金属材料を使用する

場合は、当該規格に該当するものを使用しなければならない。ただし、やむをえない理由により当該規格に該当しないものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受けて当該規格と同等又は同等以上のものを使用しなければならない。

第七節 セメント及びセメント混和剤

(通則)

第五十七条 工事に使用するセメント及びセメント混和剤は、用途に適した品質を有し、J・I・Sの規格に該当するものでなければならない。

(セメントの品質)

第五十八条 普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント及び早強ポルトランドセメントはJ・I・S R五二一〇、高炉セメントはJ・I・S R五二一一、シリカセメントはJ・I・S R五二一二、フライアッシュセメントはJ・I・S R五二一三によらなければならない。

(セメントの品質試験)

第五十九条 多量のセメントを連続的に使用する場合及びセメントが変質していると認められるときは、監督員の指示によりセメントの品質試験を行なわなければならない。

2 前項に規定する試験は、J・I・S R五二〇一、J・I・S R五二〇二及びJ・I・S R五二〇三により行なわなければならない。

第六十条 セメントの各種混和剤は、使用にさきたち監督員の承認を受け、その使用方法については、監督員の指示に従わなければならない。

第八節 れき青材料

(通則)

第六十一条 工事に使用するれき青材料は、使用目的に適した品質を有し、J・I・Sの規格及び日本道路協会規格に合格したものでなければならない。

(品質及び試験)

第六十二条 工事に使用するアスファルトセメント、アスファルト乳剤及び舗装タールの品質は、日本道路協会規格並びにJ・I・S K二二〇八及びJ・I・S K二四七二によるものでなければならない。この場合において、舗装工事に使用するアスファルトセメントについては、監督員の品質証明書を添付したものでなければならない。

2 前項後段の品質の証明に係る試験は、J・I・S K二五三〇からJ・I・S K二五三四まで及びJ・I・S K二二七四により行なわなければならない。

第九節 セメントコンクリート製品

(通則)

第六十三条 工事に使用するセメントコンクリート製品は、使用目的に適した品質、形状及び寸法を有しているもので、ひび、欠け、きず等の欠点があるものを使用してはならない。

(材質試験)

第六十四条 セメントコンクリート製品を多量に使用する場合又は重要構造物の主要部材となるものについては、必要に応じ材質試験を行ない、監督員の承認を受けておかななければならない。

2 前項の試験は、監督員の指示する方法により行なわなければならない。

(鉄筋コンクリート管)

第六十五条 鉄筋コンクリート管の品質、形状及び寸法は、J・I・S

A五三〇二の規格に準ずるものでなければならない。

(ヒューム管)

第六十六条 遠心力鉄筋コンクリート管の品質、形状及び寸法は、J・I・S

S A五三〇三の規格に該当するものでなければならない。

2 管の継ぎ手に用いるカラーは、管に準じた品質又は同等以上のもので、

断面の内外周は実用的同心円で、その両端面はカラー軸に対して実用的

直角でなければならない。

(エタニットパイプ)

第六十七条 石綿セメント管の品質、形状及び寸法は、J・I・S A五

三〇一(水道用石綿セメント管)の規格に合格したものでなければならない

ない。

(遠心力鉄筋コンクリート基礎くい)

第六十八条 遠心力鉄筋コンクリート基礎くいは、J・I・S A五三一

〇の規格に該当するものでなければならない。

2 くいの種類は、普通形及び円筒形とし、シユ어의形状は、監督員の指

示によらなければならない。

(プレキャスト・コンクリート)

第六十九条 コンクリート製品として工事に使用する歩道用コンクリート

平板、鉄筋コンクリートU型、コンクリート又は鉄筋コンクリートL型、

コンクリート境界ブロック及び木毛セメント板は、それぞれJ・I・S

A五三〇四(歩道用コンクリート平板)、J・I・S A五三〇五(鉄

筋コンクリートU型)J・I・S A五三〇六(コンクリート及び鉄筋

コンクリートL型)、J・I・S A五三〇七(コンクリート境界ブロ

ック)及びJ・I・S A五四〇四(木毛セメント板)の規格に準ずる

ものでなければならない。

2 前項以外の工事に使用されるコンクリートブロックについても、J・

I・Sに規格のあるものは、同規格を、その他のものは堅固で品質、外

観等に欠点がないものを使用しなければならない。

第十節 芝、粗だ、竹及びわら製品

(通則)

第七十条 工事に使用する芝、粗だ、竹及びわら製品については、品質、

形状、寸法等が使用目的に適したものでなければならない。

(芝)

第七十一条 のり面の保護に使用する芝は、原則として土付き生芝とし、

雑草を交えず短葉で根筋が繁茂し、枯死するおそれのないものを用い

なければならない。

2 芝の寸法は、原則として次の表のとおりとする。

名 称	規 格	容 積
筋芝及び坪芝用	1枚長 30cm 幅 15cm	厚 3cm
張 芝 用	1枚長 30cm角以上	厚 3cm
石 羽 口 用	1枚長 30cm 幅 20cm	厚 3cm

(粗だ)

第七十二条 粗だに用いる材料は、堅固でしなやかな直状の雑木で用途に

適した形状のものでなければならない。

2 粗だの寸法は、特記しない限り、次の表のとおりとする。

名称	規格	単位
並	長さ 3.0m 周 1.0m なわメ	束
細	1.2m " 0.9m "	"
粗	3.0m 径 3.2cm	" (25本)
小	1.2m " 4.0cm内外	" (25本)

第十一節 塗料

(通則)

第七十三条 塗装材料はJ・I・Sの規格があるものについてはその規格に合格するものを使用し、J・I・Sの規格がないものについてはその製造者名、製品名等について、あらかじめ監督員の承認を受けて使用しなければならない。

2 塗料は、レッテルを完全に保ち開封しないものを現場に搬入し、直ちにJ・I・Sマーク、規格番号、規格名称及び包装番号又は製造年月日並びに数量について、監督員の確認を受けてから開封しなければならない。

3 上塗りに用いる塗料の調色は、専門製造業者において行なうのを原則とする。ただし、少量の場合は、あらかじめ監督員の承認を受けて同一製造者の同種の塗料を混合することができる。

4 塗り層ごとに、塗り見本により、色、つや等について監督員の承認を受けなければならない。

第十二節 その他

(水)

第七十四条 コンクリート混合用の水は、油、酸、アルカリ、有機物等コ

ンクリートの品質に影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。
(レンガ、陶管等)

第七十五条 レンガ、陶管等の粘土製品は、使用目的に適した強度を有するものでJ・I・Sの規格のある製品については、規格に準じた形状寸法のものを使用しなければならない。

第三章 施工施設

第一節 通則

(通則)

第七十六条 工事の施工施設は、あらかじめ監督員と打合せを行ないじゅう分な設備をしなければならない。

2 監督員が追加設備又は補強の必要を認めるときは、工事の途中であってもその指示に従わなければならない。

(材料)

第七十七条 重要な施設に使用する主要材料は、あらかじめ監督員の検査を受けなければならない。

第二節 丁張り

(通則)

第七十八条 丁張りは、監督員の指示した測量標を基準として請負者が設置し、監督員の検査を受けなければならない。

2 丁張りは、測点番号、のりわり及びのり長を明記しなければならない。
3 監督員が必要と認めて指示したときは、二重丁張りを設置しなければならない。

(材料)

第七十九条 丁張り材は、乾燥した良材で、工事中に破損したり、たわみ

ひずみ、そり等が生じないものでなければならない。

第三節 さん橋及び足場

(さん橋)

第八十条 さん橋に係るすべての寸法は、さん橋に架載する予定の全荷重に対し一・五以上の安全率があるように決定しなければならない。

2 トロ又は運転車を通す場合のさん橋の縦断こう配は、できるだけゆるやかにし危険防止に注意しなければならない。

3 さん橋の踏み板は、完全に固定させ、できるだけ片持ちにならないようにしなければならない。

4 盛り土用さん橋は、原則として設けてはならない。

(足場)

第八十一条 コンクリート作業用足場はできるだけ広く設け、つり足場は作業上危険のないよう完全なふれ止めをつけなければならない。

第四節 機械設備

(通則)

第八十二条 施工機械は、最も能率よくか働するように機種、型式、能力、すえつけ場所等を厳選するとともに危険防止の設備をしなければならない。

2 施工機械の選定、すえつけ場所等については、あらかじめ監督員と打合せをしなければならない。

3 施工機械は、常に調整し、及び点検整備し、毎日の作業終了後は、入念に手入れをしなければならない。

4 施工機械の運転員には、経験を有するものを配置しなければならない。(コンプレッサー)

第八十三条 コンプレッサーは、空気を使用する箇所にてできるだけ近くす

えつけ、末端圧力が五^{Kg/cm²}を下らないように配管しなければならない。

2 空気槽及び給気管路は、落石等のため破損しないように適当な設備をしなければならない。

(計量器)

第八十四条 計量器は、計量器検定令(昭和二十七年政令第三十一号)による検査に合格したものでなくてはならない。

2 計量装置は、定期的に検査しなければならない。

(ミキサ)

第八十五条 ミキサは、直接、運搬車にコンクリートを放出できるようにすえつけなければならない。ただし、少量のコンクリートの場合で監督員が承認した場合は、この限りでない。

2 ミキサの大きさ及び型式については、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

(ウインチ)

第八十六条 ウインチの基礎は、荷重に対して安全であり、滑車及びワイヤの配置は、もつれ又は相互の摩擦を生じないように決定しなければならない。

2 ウインチのブレーキは、毎日点検し、危険防止につとめなければならない。

3 ウインチが作業員、通行人又は構造物に損傷を与えるおそれのある場合には、強固な防護施設を設置しなければならない。

4 ウインチは、運転員以外のものがみだりに操縦できないように措置しなければならない。

(デレツキ)

第八十七条 デレツキは、腐きゆう、破損等のないものであつて、荷重及び衝撃に耐えられる性能を有するものでなければならぬ。

2 デレツキの滑動部、滑車、ワイヤー等は、常に点検し、危険防止に つとめなければならぬ。

(簡易ケーブル)

第八十八条 ケーブル用ワイヤーは、安全率六以上の強度を有するものを用いなければならない。

(くい打設備)

第八十九条 モンキーの捲上げ機械の取扱いについては、第八十六条の規定に準ずるものとする。

2 タワーは、モンキー捲上げ、落下及び衝撃に対して安全でなければならぬ。特にたわみに対しては、必要に応じ強度の計算をし、トラ綱及び方杖を設けなければならない。

3 タワーは、安全に移動のできる構造でなければならない。

4 くい打ちをするときは、常に同じコースをモンキーが落下し、正しく くい頭を打撃できるように必要な設備をしなければならない。

(原動機)

第九十条 原動機は、対象機械とみあうものを選定しなければならない。

2 原動機の基礎は、強度のものであり、かつ、対象機械の中心線を正しく合致させるものでなければならない。

(電気設備)

第九十一条 工事に電力を使用するときは、電気工作物規程(昭和二十四年通商産業省令第七十六号)に従つて施設を設置しなければならない。

2 工事に電力の受電箇所には、柱上にスイッチを設け、作業をしないときは、切斷しておかなければならぬ。

3 工事に電気設備は、責任者以外のものがみだりに操作できないように必要な設備をしなければならない。

4 工事が夜間のときは、作業に支障のない照明設備をしなければならない。この場合において、コンクリート作業を行なうときは、監督員の指示に従わなければならない。

第五節 材料置場

(通則)

第九十二条 工事施工のために設置する倉庫又は材料置場の大きさ及び構造は、工事施工に支障のないものでなければならない。

(支給材料の保管)

第九十三条 材料置場及び倉庫は、必要に応じ周囲にさくを設け、又は完全な施錠を行なうとともに必要な箇所を点灯し、盗難防止の設備をしなければならない。

(セメント倉庫)

第九十四条 セメント倉庫は、湿気をうけないように地上三十センチメートル以上に床を設け、入口に適当なひさし及び周囲に溝を設けたものでなければならない。

2 袋詰めセメントは、十三袋以上積み重ねて置いてはならない。

3 セメントを大量に貯蔵する倉庫には、入荷順に使用できるように入口、通路等を特に配慮して設けなければならない。

(骨材置場)

第九十五条 骨材を直接地上に置く場合は、あらかじめ地表を清掃し、粗

細骨材の仕切りの壁を設け、及び周囲に排水溝を設けなければならない。
2 骨材を採取し、又は洗った後、骨材置場に搬入する場合は、適当な水切り施設を設けるとともに必要に応じ屋根を設けなければならない。

(鋼材置場)

第九十六条 鋼材を屋外に置く場合は、直接地上に接しないように厚さ十センチメートル以上の土台木を適当な間隔をおいて水平に配置し、その上に形状、寸法別に整とんして置かなければならない。

2 前項の期間が長期にわたる場合は、屋根を設けなければならない。

(危険物貯蔵庫)

第九十七条 火薬庫は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)等の関係法令に従い安全な箇所を設置しなければならない。

2 油庫は、防火構造とし、民家から離れたところに設置しなければならない。

第四章 土工

第一節 切り土

(通則)

第九十八条 のり肩の位置は、作業開始前に縦横断面図及び土工定規図に従い、丁張りを設けて定めなければならない。

2 のり面の切取りは、できるかぎり上部から小段を設けながら行なわなければならない。この場合切り過ぎにならないように注意しなければならない。

3 のり面は、丁張りにあわせて正しく定められたこう配に平らに仕上げなければならない。

4 わき水箇所の施工は、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。

(岩石の切取り)

第九十九条 岩石切り取りによるのり面は、特に入念に浮き石を除去し、風雨、凍土等により崩壊しないように仕上げ、仕上がり面に近くなつてからの切り取りは、大きな爆破をさけ手掘り工具で仕上げなければならない。

2 爆破に際しては、岩石が飛散しないように注意し、特に狭い場所や家に近いときは、たたみ、ぬれむしろでおおいをする等適当な処置をしなければならない。

3 大規模な爆破又は坑道爆破を行なうときは、あらかじめ火薬の装てん位置、量及び日時を記入した平面図を監督員に提出し、承認を受けて監督員の立会いのうえで実施しなければならない。

(残土処分)

第一百条 残土処分による捨土は、将来崩壊しないよう処置しなければならない。

2 設計図書に明示されていない場合の残土処分については、位置、量及び工法について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

第二節 盛り土

(準備)

第一百一条 盛り土施工前に、盛り土敷内の竹木、雑草、根株、ごみ等の腐りやすいものを取り除き、監督員の検査を受けなければならない。

2 盛り土箇所のわき水及び滞水は、監督員の指示に従い、施工前に適当な排水措置を講じなければならない。

3 盛り土の地盤上にヘドロ等の軟弱土がある場合は、監督員の指示に従い、これを処理しなければならない。

(盛り土の方法)

第二百二条 盛り土は、すべて水平に巻き出し、水平層に施工しなければならない。

2 盛り土を行なう場合は、あらかじめその表面をかき起して新旧一体となるよう入念に締め固めなければならない。

3 盛り土は、できるかぎり最低部からはじめなければならない。

4 斜面に盛り土を行なう場合は、地盤の低い方の、のりじりから踏み上げ、急斜面の場合は監督員の指示により段切りを行なわなければならない。

5 監督員の承認を受けて玉石又は大石を混入するときは、これをよく分散しなければならない。

6 道路の場合において、玉石、大石等は、盛り土の下部に入れ仕上げ面の近くに混入しないように施工しなければならない。

7 流用土の施工については、監督員の指示に従わなければならない。

(軟弱地盤の盛り土)

第二百三条 軟弱地盤の盛り土方法、盛り土時期及び盛り土場所については、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 沈下のおそれがある場所の盛り土の丁張りは、常時点検しなければならない。

3 軟弱地盤に盛り土を行なう場合は、土量を確認するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 運転車両の容積及び員数を監督員に報告すること。

二 土取り場の跡坪測量が容易に行なわれるようにしておくこと。

三 沈下板を監督員の立会いのもとに設置すること。

四 現場写真その他必要な記録等は、特に入念に整備すること。

4 地下水位の高い場合は、できるだけ早く排水溝を設け、盛り土敷の乾燥を図らなければならない。

5 各層の施工に当たっては、沈下その他を監視するとともに監督員の承認を受けて次層の盛り土に着手しなければならない。

6 工事中地盤の不測沈下又は滑動等を生じた場合及びそれらを生ずるおそれがあるときは、直ちに工事を中止し、監督員の指示を受けなければならない。

(余盛り)

第二百四条 各層でん庄により盛り土をした場合は、原則として余盛りは行なわない。ただし、監督員が指示した場合は、この限りでない。

2 各層でん庄が困難な場合又は人力による締め固めの場合は、監督員の指示により余盛りを行なわなければならない。

第三節 路床、路盤及び路面工

(通則)

第二百五条 路床、路盤及び路面工の材料及び施工層の厚さ並びに締め固め方法は、あらかじめ監督員の承認を受けたものでなければならない。

2 路床、路盤及び路面の支持力は、特に均等性を保つよう仕上げなければならない。

(路床工)

第二百六条 路床面は、所定の縦横断形を有し、一様で支特力をもち、容積変化のないように平らに仕上げなければならない。

00719

2 盛り土部分の路床面から三十センチメートル以内の深さに大石があつてはならない。

3 切取り部分で切取り面に不良土又は大石が残っている場合は、これを取り除き、その上に路床として適当な材料を敷きひろげ、前項に準じ、じゆう分締め固めなければならない。

(路盤及び路面工)

第一百七条 路盤及び路面は、一様で支持力をもち、排水がよく凍土等を防ぐよう施工しなければならない。

2 二種以上の材料を現場で混合する場合は、グレーダー、ロードミキサその他適当な方法で一樣になるまで混合するとともに必要に応じ散水して締め固めなければならない。

3 路盤及び路面の締め固めは、指示された方法又はこれと同等以上の効果のある方法で行なわなければならない。この場合、ローラー等で締め固めできない箇所は、ランマーの類で突き固めなければならない。

4 粗粒材料を使用する場合は、目つぶし材料及びバインダーを用い、かみ合せを完全にして安定を得るように施工しなければならない。

第五章 一般施工

第一節 基礎工

(床掘り)

第一百八条 床掘りは、地質の状況により必要に応じ土留及び締切りをしながら構造物を完全に施工できる寸法で、規定の深さまで掘り下げなければならない。

2 床掘り箇所の近くに崩壊又は破損のおそれのある構造物がある場合は、その構造物に悪影響を及ぼさないよう監督員と協議のうえ処置しなければならない。

ばならない。

3 床掘りの最下部を掘り取る場合は、床掘最下面以下の土砂をかく乱しないようにすき取らなければならない。

4 床掘りで、掘り過ぎとなつた部分については、砂利、栗石、コンクリート等により、監督員の指示に従つて入念に埋戻さなければならない。

5 工事に支障のある湧水又は滞水は、監督員の指示に従つて処置しなければならない。

(埋戻し)

第一百九条 埋戻しの土質について指定のない場合は、工事に適した土質のものを使用しなければならない。

2 埋戻しを行なう場合は、あらかじめ埋戻し箇所を必ず排水しなければならない。ただし、やむをえない理由により水中埋戻しを行なう場合で、かき込み砂利、砂等承認を受けた材料を使用する場合は、この限りでない。

3 埋戻し箇所は、埋戻し作業開始前に仮設物その他を取り払い清掃をしなければならない。

4 埋戻しのつき固めに当たつては、構造物に変化を与えないよう注意しなければならない。

(くい打ち一般)

第一百十条 くい打込み方法、使用機械、モンキーの重量及び落下高については、あらかじめ監督員の承認を受けるとともに必要に応じ、監督員立会いのうえ試験くいを打ち、その承認を受けなければならない。

2 くい打ちに際して、くいが入らない場合又は全長を打込んでもおお定の支持力に足りないと認められる場合は、監督員の指示を受けなければ

ばならない。

3 監督員が指示した場合は、くい打止め沈下量及び支持力を監督員に報告しなければならない。この場合において、支持力の計算は、監督員の指示する方法で行なわなければならない。

4 くい打込みは、外側から中央に向つて順次打ち込むものとする。

(木くい打ち)

第百十一条 基礎ぐい及び丸太は、内地産の生松丸太とし、曲り、さげ目、

くされ等のない良材でなければならない。

2 くい頭部には、打込みの途中割れないように多少の面取りをし、くいが長いときは鉄輪をはめなければならない。

3 くい先端は、通常直径の一倍から二倍までの長さのほぼ円すい形としなければならない。

4 打込みを終つたくいの頭は、監督員の指示なく切り落してはならない。
(コンクリートくい及びコンクリート矢板打ち)

第百十二条 コンクリートくい及びコンクリート矢板の貯蔵に当たつては、常に水平にして置き、三段以上積み重ねてはならない。

2 打込みは、落錘式又は水射式により行ない、落錐による場合は、錘重はなるべくくいの重さの一・五倍以上とし、原則として錘の落下高は、一メートルをこえてはならないし、水射式による場合は、原則として最後の打止まりは、落錐のみで数回打込んで落ち着かせなければならない。

3 くい頭部は、打込みの途中破損しないよう適当な処置をしなければならない。

(木矢板打ち)

第百十三条 矢板の接合面は、やはりさき、あいかぎ又はさねはぎにしなければならない。

2 矢板の先端部は、監督員の指示する寸法により片のりに仕上げなければならない。

3 矢板の頭部は、正しく水平に切り、かつ、面取り仕上げをすることも打込みに当たつては、できるだけ鉄キヤップを使用し、頭部の損傷を防がなければならない。

4 矢板の打込みに当たつては、正確な丁張りを出し、親柱を打込んでから中間矢板を建込み、親柱のない場合は、五枚から六枚を一度に建込み必要に応じ腹起し、胴木等を取り付け、階段状に順次反覆して打込まなければならない。

(鋼矢板打ち)

第百十四条 鋼矢板は J・I・S G三一〇一によるものとし、材質証明書を監督員に提出してその承認を受けなければならない。

2 鋼矢板は、建込み前に錆落しをしなければならない。

3 鋼矢板の打ち込みは、頭部の損傷及び傾斜防止のため、落差を少なくし、打数を多くするようにするとともに第百十条の規定に準じて行ななければならない。

4 打込み中鋼矢板にわん曲及びよじれを生じたときは、他の良品をもつて打ち替え、傾斜の著しいときは、監督員の指示により修正しなければならない。

5 鋼矢板打止め高さの許容差は、特に指示する場合のほか、プラス、マイナス、十センチメートル以内でなければならない。

(敷栗石)

第百十五条 敷栗石は、栗石を小端立てに並べ、目つぶしを施して、よくつき固め、平らに仕上げなければならない。

(胴木)

第百十六条 胴木の材料は、第三十二条の規定に準じたものでなければならない。

2 胴木は、元口を一方に向けて継ぎ末口及び元口の寸法が大きく違ふときは、根石のすわりが良いように削り取らなければならない。

3 継ぎ手は、強固にボルトで固定し、特に指示する場合のほか、十五センチメートルの相欠け継ぎ手にしなければならない。

4 はしご胴木の前胴木と後胴木の高さは、根石の控えの下面とよくなじむように適当な傾きをつけなければならない。

5 止くい及びぬき木は、胴木にボルトで強固に固定しなければならない。

6 胴木に使用するボルトは、コールドールで焼き付けなければならない。

7 胴木のすえ付け後は、すき間に栗石を詰め込み、じゆう分つき固めて根石を入れなければならない。

8 胴木の止ぐいは、胴木のすえ付けと相前後して打込むものとし、胴木両端から四十センチメートルを控え、その中間は、等間隔に胴木上面よりいくらか高く止めなければならない。

(井筒工)

第百十七条 井筒は、ひびわれ、偏移及び傾斜しないように、予定の地盤まで沈下させなければならない。

2 底部コンクリートは、井筒が予定の地盤に達したときに監督員の指示

を受け、双口以上にある土砂を取り除き、所定の厚さに施工しなければならない。

3 地質が軟弱な場合は、底部コンクリート施工前にならし、砂利又は栗石を施さなければならない。

4 井筒の中理めコンクリートは、底部コンクリートを施工後少なくとも十日(海水中の場合は十四日)以上経過し、監督員が必要な強度に達したと認定したときに水替えを行なつて施工しなければならない。

5 井筒が傾斜した岩盤に達したときは、原則として双口全部が岩盤に達するまで下げなければならない。

(荷重試験)

第百十八条 くい打ち基礎及び井筒基礎について、監督員が必要があると認めた場合には、荷重試験を行なわなければならない。

2 井筒基礎の荷重試験に当たつては、井筒が予定の地盤に達したときに試験荷重を積載して監督員の指示を受けなければならない。

第二節 管きよ工

(基礎)

第百十九条 管きよは、のみ口から吐き口まで、平らな基礎ごしらえをしなければならない。

2 管きよを特に盛り土の途中に設けるときは、沈下のため管きよの中央部分がたれ下らないように基礎を入念に施工しなければならない。

(布設)

第百二十条 カラー付きの管を使用するときは、のみ口にカラーを向けなければならない。

2 管の布設は、すえ付けるとともに漏水しないように施工しなければならない。

らない。

3 管の一部を切断する必要がある場合は、じゆう分注意して施工し、切断のため使用部分に損傷を生じた場合は、取り替えなければならない。

4 コンクリート製管の継ぎ手の施工は、堅ねりのモルタルを管とカラーの間に充てんし硬化後にすえ付け、次の管をそう入し、堅ねりのモルタルで固定しなければならない。陶管は、継ぎ手に粘土を詰め込み漏水しないように布設しなければならない。

第三節 石積み(石張り)工

(準備)

第百二十一条 石積み(石張り)工は、施工に先だち二重丁張りをし、所定の裏込め栗石を入れるのにじゆう分な切取り及び床掘りをしなければならない。

2 積み石及び張り石は、使用に先だち石に付着したごみ及び汚物を清掃しなければならない。

(積み方)

第百二十二条 石積みは、原則として谷積みとする。ただし、三段以下の石積みは、布積みとすることができる。

2 合端は、よく密着するように玄のうではらい、胴かいしりかいを行ない裏込めを入念に施工しなければならない。ただし、練積みには、しりかい以外の栗石を胴込めコンクリート内に混入してはならない。

3 石積みには、四ツ巻、八ツ巻、四ツ目落し込み、目通り、重ね石、毛抜き合端、逆石等のやく石があつてはならない。

4 練石積みは、特に監督員の指示がなくても一日当たり一・五メートル以上積んではならない。また、必要に応じて十メートルから二十メートル

間隔に監督員が指示する伸縮目地を設けなければならない。

5 練石積み(張り)には、監督員の指示により、二平方メートルにつき一箇程度の水抜きあなを設けなければならない。

6 張り石は、施工に先だち所定の厚さに栗石を敷均し、よくつき固め張り石が移動しないように胴込め栗石を充てんしなければならない。

7 すみ石は、特に切り石に準ずる石を選び、小口と長手の両面に交互に積み立てなければならない。

8 在石を使用する場合は、なるべく足石と混用しないように積み立て、寸法が不足のものは、使用してはならない。

9 野づら石又は雑石を使用する場合は、これらを混用しないように積み立てなければならない。

10 練石積みの既成部分に対しては、げん翁又はのみを使用してはならない。

11 練石積みの表面に附着したモルタルは、清水で洗い落しておかなければならない。

12 練石積みの合端は、敷きモルタルで目地塗りを施工してはならない。

13 練石積みの胴込めコンクリートは、鉄棒等で積み、石間にすき間を生じないようによく突き込みしなければならない。

(裏込め栗石)

第百二十三条 裏込め栗石は、強固で風化していない耐水性のものでなければならない。

2 裏込め栗石は、よくつき固めなければならない。

(養生)

第百二十四条 練石積み(張り)は、施工後直ちにむしろ等でおおい適当

に散水して養生しなければならない。

第四節 のり面保護工

(石張工)

第二百二十五条 のりのおおい及び石張りについては、第三節の規定に準じて施工しなければならない。

(芝工)

第二百二十六条 切取りのり面に施工する張り芝工は、原則として三月から六月まで及び九月から十月までの期間に行なうように努めなければならない。

2 張り芝は、下方より順次上方に向つてすき間なく張り立て、土羽板でよく打ち固めた後、長さ十八センチメートル、巾一・五センチメートルの目ぐしを一枚について四本以上刺し込まなければならない。

3 盛り土のり面に芝工を施工する場合は、盛り土の表層部分の厚さ二十センチメートル程度の土質について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。また、切取りのり面の芝工についても、表土の置替えを命ずることができる。

4 芝筋の間隔は、特に指示する場合のほか、のり面に沿つて三十センチメートルにしなければならない。

5 筋芝を施工するときは、土羽打ちを特に入念に行ない、水系にあわせ表通りを平らに仕上げ、幅十五センチメートルの生芝を水平に敷きならべく踏みしめてから次の層を施工するとともに天端には、耳芝を施工しなければならない。

6 芝付けに使用する芝は、現場搬入後も高く積み重ねたり長期間日光にさらしてはならない。

7 芝付け施工後炎天の続くときは、一週間ぐらい監督員の指示により適時散水しなければならない。

8 丁張り材は、芝工完了後取り除き、のり面を入念に打ち固めなければならない。

(石羽口工)

第二百二十七条 石羽口工は、施工に先だちのり面をよく締め固めなければならない。

2 石羽口工の施工に当たつては、粗石を芝で包むように積立て、すき間は土砂で充填するように施工しなければならない。

3 粗石は、小口使いとし、控えはのり面直角にすえ付け、裏面は土砂で充填しなければならない。

(ブロック工)

第二百二十八条 ブロック施工に先だちのり面をよく締め固め、施工後不平等沈下の起らないように仕上げなければならない。

2 ブロックは、所定の形状及び寸法のもので、ひびわれ、あばたその他の傷があつてはならない。

3 ブロック相互は、じゆう分強固に結合しなければならない。

第五節 根固め工

(木工沈床)

第二百二十九条 木工沈床は、敷設前に指定の床均し、又は埋立てをし、監督員の検査を受けなければならない。

2 沈床わくの組立てが完了したときは、詰石施工前に監督員の検査を受けなければならない。

3 詰石は、径十五センチメートル以上のものをすき間のないように詰め、

張り石は、径三十五センチメートル以上のものを、一方格ごとに周辺から中高に張立て、監督員の検査を受けた後、目つぶし用切込み砂利を施工しなければならない。

4 鉄棒は、下部十二・五センチメートルで九十度折曲げたものを用い、組立て後上部は、川下へ折り曲げなければならない。

(捨石)

第三百三十条 捨石は、扁平でなく、堅固で裂目のない耐久性に富んだ質のものを使用しなければならない。

2 捨石の捨込みのり面及び上面は、かみ合せをよくし、大きな波状にならないよう所定の施工高に仕上げなければならない。

3 ならし仕上り面は、おうとつがすくなく、いずれの石も隣接する石と接触するように入念にならさなければならない。

(じやかご、フトンかご等)

第三百三十一条 かごの布設箇所は、床ごしらえをし、監督員の検査を受けた後でなければ布設してはならない。

2 詰石の大きさは、網目よりやや大きく脱出しなものをすき間のないように入念に充てんし、口止めは、二ねじり以上にしなければならない。

3 構造物とかごの間にすき間を生じた場合は、そのすき間を栗石で間詰めしなければならない。

(連けい十字ブロック)

第三百三十二条 十字ブロックは、水中コンクリートを打設してはならない。

2 連けい鉄筋の継ぎ手は、ブロックの中央に設けなければならない。この場合、継ぎ手は、特に指定する場合のほか、コンクリート標準示方書の継ぎ手にしなければならない。

3 ブロック相互間の型わくは、埋め殺しにしてはならない。

(掘さく工)

第六節 ざい道工

第三百三十三条 掘さくは、地質に応じ、適当な支保工を施工し、導坑及び各部切り広げ箇所距離を考慮して巻立て工が遅れないように順序よく施工しなければならない。

2 掘さく中は、坑内の排水及び換気に注意し、長いざい道等で換気が不良な場合は、適当な換気設備をしなければならない。

3 掘さくの仕上げ面は、所定断面に一致するようにくずしに注意して表面を切りならして仕上げなければならない。

4 掘さくを完了したときは、監督員の検査を受けなければ、次の作業にかかつてはならない。

(支保工)

第三百三十四条 支保工は、生松丸太を用いて行なわなければならない。ただしあらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 矢板の背面と地山との間にすき間があるときは、岩片等でこれを充てんしなければならない。

3 支保工の取りはずしの時期については、監督員の指示によらなければならない。

(巻立て工)

第三百三十五条 巻立て工の施工に当たつて背部にすき間が生じた場合は、監督員の指示によりコンクリート又は岩片等でそのすき間を充てんしなければならない。

2 施工中わき水のある場合は、モルタルを流出させないように適当な防

水処置を講じ、アーチ背部のわき水は、ずい道下部に導き適当な箇所に排水こうを設けなければならない。

3 逆巻きの場合で、アーチコンクリートの施工に当たつてその支承面は、必要に応じてはなれないように砂又は小砂利を敷きならし、敷板を施すとともに側壁コンクリート打込みに当たつてのアーチと側壁との継ぎ目は、監督員の指示に従い、小部分を残しておきそのコンクリートが硬化した後、その部分に堅練りのモルタルを詰め込まなければならない。

第六章 コンクリート工

第一節 コンクリート工

(通則)

第百三十六条 コンクリートは、土木学会制定のコンクリート標準示方書に準拠して施工しなければならない。

2 コンクリートは、所定の強度、耐久性、水密性等をもち品質のばらつきが少ないものでなければならない。

(セメントの貯蔵)

第百三十七条 貯蔵中にセメントにできたかたまりは、これを工事に用いてはならない。

2 三箇月以上倉庫に貯蔵した袋詰めセメント又は湿気をうけたセメントは、これを用いるまえに試験をし、監督員の指示を受けなければならない。

(骨材の貯蔵)

第百三十八条 細粗骨材は、それぞれ別に貯蔵し、ごみ、雑物等の混入を防がなければならない。

2 骨材は、表面の水がなるべく一様になるよう適当にこれを貯蔵しな

ればならない。

3 粗骨材を取り扱うときは、大小粒が分離しないようにしなければならない。

4 骨材は、氷雪の混入又は凍結を防ぐため適当な施設をしてこれを貯蔵しなければならない。

(配合)

第百三十九条 コンクリートの配合については、監督員の指示を受けなければならない。

2 指示された配合が示方配合である場合は、現場配合に直して施工しなければならない。

(材料の計量)

第百四十条 各材料は、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤は、容積で計量することができる。

2 混和剤を溶かすのに用いた水又は混和剤をうすめるのに用いた水は、単位水量の一部とする。

3 計量装置は、定期的に検査を行ない、常に良好な状態に置かなければならない。

4 小工事又は軽易な工事で監督員の承認を受けた場合の骨材は、容積で計量することができる。

(機械練り)

第百四十一条 コンクリートの練り混ぜには、ミキサーを用いなければならない。ただし、堅練りコンクリートの場合は、可傾式ミキサーを用いることを原則とする。

2 コンクリートの材料は、練り上がりコンクリートがプラスチックで均

等質となるまでよく練り混ぜなければならない。

3 コンクリートを練り混ぜる時間は、ミキサー内に材料を全部投入した後、一分三十秒以上でなければならない。この場合において、ミキサの回転外周速度は、毎秒約一メートルを標準とする。

4 ミキサー内のコンクリートを全部取り出した後でなければ、ミキサー内に新たな材料を投入してはならない。

5 ミキサーは、使用前後によく清掃しなければならない。

(手練り)

第百四十二条 小工事又は重要でない工事で監督員の承認を受けた場合に限り、手練りを行うことができる。

2 手練りは、水密性の練り台の上で行なわなければならない。練り混ぜは、色合いが一樣でプラスチックで均等質となるまで続けなければならない。

(練り返し)

第百四十三条 コンクリートの硬化を始めたものを練り返して用いてはならない。

(レデーミクストコンクリート)

第百四十四条 レデーミクストコンクリートを使用するときは、あらかじめその細部について監督員と打ち合せをしなければならない。

2 レデーミクストコンクリートは、J・I・S A五三〇八によるものでなければならない。

(打込み準備)

第百四十五条 コンクリート打ちを始める前に、施工場所及び運搬装置の内部を清掃するとともに鉄筋のある場合は鉄筋を正しい位置に固定し、

コンクリートが凍結するおそれのある場合のほかは、せき板をよくぬらさなければならない。

2 床掘り内の水は、打込みの前に除き、床掘り内に流入する水は、新しく打つコンクリートを洗わないように適当な方法で除いておかなければならない。

3 コンクリートを打始めるときは、原則として監督員の立会いを受けなければならない。

4 コンクリート作業を開始するときは、一日又は一回の施工に必要な材料の全部を準備して監督員の承認を受けなければならない。

(コンクリート打込み)

第百四十六条 コンクリートの作業区画及び一作業区画内にコンクリートを打込む順序は、監督員の指示に従つてこれを定めなければならない。

2 コンクリートは、材料の分離及び損失を防ぐことができる方法で、すみやかに運搬し、直ちに打込まなければならない。特別の事情で直ちに打込むことができない場合でも、練り混ぜてから打ち終るまでの時間は、温暖で乾燥しているときは一時間、低温で湿潤なときは二時間をこえてはならない。この場合において、コンクリートは、日光、風雨等に対して保護し、相当な時間がたつたものは、打込む前に水を加えないで練り直して用い、少しでも固まつたコンクリートは用いてはならない。

3 コンクリートは、型わく内に入れた後再び移動させる必要がないように打ち、その表面が一区画でほぼ水平になるように打たなければならない。

4 コンクリートの運搬中又は打込み中に材料の分類を認めるときは、

練り直して均等質なコンクリートにしなければならない。

5 分離した粗骨材は、やわらかいコンクリートの中に埋め込まなければならない。

6 コンクリートを打込む場合において、一層の高さについては、監督員の指示に従わなければならない。この場合において、一層の高さは二メートル以内を原則とする。

7 コンクリートは、監督員の承認を受けたときのほか、一・五メートル以上の高さから投げおろしてはならない。

8 コンクリートの打込み中に表面に浮かび出た水は、適当な方法で直ちに除かなければならない。

9 一作業区画内のコンクリートは、これを完了するまで連続して打たなければならない。

10 コンクリートを打つた場合には、コンクリートの中のモルタルと同程度の配合のモルタルを敷かなければならない。

(排水こう及び目地)

第百四十七条 コンクリートよう壁又はのり面張りコンクリートを施工に当たつては、監督員の指示により、原則として二平方メートルに一個の割りで排水こうを設けなければならない。

2 コンクリートよう壁又は張りコンクリートの施工に当たつては、原則として三十メートル以内の間隔で監督員の指示する伸縮目地を設けなければならない。

(運搬車)

第百四十八条 手押車又はトロを用いる場合は、コンクリート運搬中に材料の分離がおこらないように平らな運搬路を設けなければならない。

2 自動車を用いる場合は、荷おろしが容易なものでなければならない。

運搬距離が長いときは、アジテーターをつけた自動車(トラックミキサを含む。)を用いなければならない。

(縦シユート等)

第百四十九条 縦シユートは、管を継ぎ合せて作り、自由に曲がるようなものにならない。

2 斜めシユートは、鉄製又は鉄板張りで全長にわたつてほぼ一様な傾きをもち、その傾きは、コンクリートが材料の分離をしないものでなければならない。

3 無筋コンクリートの場合は、斜めシユートの下端とコンクリートの打込み面との距離は、一・五メートル以下でなければならない。

4 鉄筋コンクリートの場合は、斜めシユートの吐き口に練り台を設け、一応コンクリートをこれでうけた後、練り直して打たなければならない。

5 斜めシユートは、使用の前によく水で洗わなければならない。この場合洗じように用いた水を型わくの中に入れてはならない。

(締め固め)

第百五十条 コンクリートは、打込み中及びその直後、これをよく締め固め、コンクリートが鉄筋の周囲又は型わくのすみずみに行きわたるようにならなければならない。この場合において、締め固めは、原則として内部振動機を用いて行なわなければならない。

2 締め固めに内部振動機を用いる場合は、監督員の指示に従わなければならない。

3 薄い壁又は型わくの構造上型わく内で締め固めが困難な箇所は、指示に従つて型わく振動機を使用するか、又は打込み後直ちに型わくの外

側を軽くたたいてコンクリートの落ち着きをよくしなければならぬ。
4 やむをえず振動機を使うことができない場合は監督員の承認を受けなければならぬ。この場合、締め固めの各層の厚さは十五センチメートル以下にしなければならぬ。

(養生)

第百五十一条 コンクリートは、打込み後低温、急激な温度変化、乾燥、荷重衝撃等の有害な影響をうけないように養生しなければならない。この場合において、養生日数については、監督員の指示を受けなければならない。

2 コンクリートの露出面は、むしろ、布、砂等をぬらしたものでおおうか、又は散水しなければならない。型わくが乾燥するおそれのあるときは、これに散水しなければならない。

3 湿润養生の方法については、監督員の承認を受けなければならない。

(打ち継ぎ目)

第百五十二条 設計又は施工計画で定められていない打ち継ぎ目を設ける場合は、監督員の指示を受けなければならない。

2 硬化したコンクリートに新コンクリートを打ち継ぐ場合は、その打込みの前に型わくを締め直し硬化したコンクリートの表面を監督員の指示に従って処理し、ゆるんだ骨材の粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、雑物等を完全に除きしゅう分吸水させてから旧コンクリートの面にセメントペースト又はコンクリート中のモルタルと同程度のモルタル塗りつけ、直ちにコンクリートを打ち、旧コンクリートを密着するように締め固めなければならない。

(アーチのコンクリート)

第百五十三条 アーチのコンクリートは、打ち継ぎ方法、打込み順序等について監督員とよく打合せのうえ、その指示に従わなければならない。(せき板に接する面の表面仕上げ)

第百五十四条 露出面になるコンクリートは、完全なモルタルの表面が得られるように打込んで締め固めなければならない。

2 せき板の締め付けに用いたボルト、棒鋼又は鉄線は、型わくをとりはずしたのち、コンクリート表面に露出しないように切断し、モルタルで平らに仕上げなければならない。

(寒中コンクリート)

第百五十五条 コンクリート打設は、現場の気温が摂氏四度以上の状態で施工しなければならない。ただし、摂氏四度未満の気温で打設する必要がある場合は、監督員の承認を受けなければならない。

2 凍結又は氷雪の混入している骨材は、そのまま用いてはならない。

3 コンクリート打ちを終つたとき又は施工を中止したときは、コンクリートが凍結しないようによく保護し、特に風を防がなければならない。この保護の方法については、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

4 凍結によつて害をうけたコンクリートは、取り除かなければならない。

(暑中コンクリート)

第百五十六条 高温のセメント又は長時間炎熱にさらされた骨材は、そのまま用いてはならない。

2 コンクリートに用いる水は、できるだけ低温度のものでなければならぬ。

3 コンクリートを打ち始める前に型わく、鉄筋、岩盤、割栗基礎等は、よく水でぬらさなければならない。

4 熱せられた地盤、その他のものの上にそのままコンクリートを打つてはならない。

5 コンクリートのスランプが減つて打込みが困難な場合は、セメントペー
ーストの量を増さなければならない。

6 コンクリート打ちを終つたとき又は施工を中止したときは、コンクリートを直ちに保護し、コンクリートの表面が湿潤に保たれるように特に注意しなければならない。

(水中コンクリート)

第百五十七条 水中コンクリートの施工方法は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 水中コンクリートは、監督員が立ち会つていないときは、打込んではならない。

(海水の作用を受けるコンクリート)

第百五十八条 海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たつては、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。

(粗石(玉石) コンクリート)

第百五十九条 粗石(玉石)は、埋め込む前によく水で洗わなければならない。

2 粗石(玉石)は、コンクリートの打込み中順次これを配置し、よくコンクリートの中に押し込んだ後、上部にコンクリートを打ち、周囲を締め固めて完全に埋め込まなければならない。

3 粗石(玉石) 相互の間隔及び粗石(玉石)とコンクリート面との距離は、粗骨材の最大寸法に三センチメートルを加えた寸法以上にしなければならない。

4 水平打ち継ぎ目は、石くさび又は表面におうとつの溝を設けなければならない。

(A Eコンクリート)

第百六十条 A E剤を使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

(試験)

第百六十一条 請負者は、工事中特記仕様書又は監督員の指示がなくても次の各号に掲げる試験を行わなければならない。ただし監督員が工事の内容により必要がないと認めた場合は、試験の一部又は全部を省略することができる。

一 骨材のフルイ分け試験

二 砂の含水量測定試験

三 コンクリートのスランプ試験

四 コンクリートの圧縮強度試験

五 コンクリートの曲げ強度試験

2 請負者は、前項各号に掲げる試験項目のほか、監督員が指示する試験を行わなければならない。

3 試験方法は、特記仕様書及び監督員の指示する場合を除き、J・I・Sに定められた方法によらなければならない。

4 試験は、原則として監督員の立会いのもとに行わなければならない。

第二節 型わく工

(通則)

第百六十二条 型わくは、設計図に示されたコンクリート部材の位置、形状、寸法に正しく一致させ、堅固で荷重、乾湿、振動機の影響等によつ

て狂いのおこらない構造にしなければならない。この場合において、重要な型わく及び支保工については、強度及び変形の計算をしなければならない。

2 型わくは、容易に安全にこれを取りはずすことができ、せき板又はパネルの継ぎ目は、なるべく鉛直又は水平とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。

3 型わく及びその支保材とコンクリート打設用の足場施設とは、完全に分離した構造にしなければならない。現場の状況により分離がたいときは、その構造につき監督員の承認を受けなければならない。

(せき板)

第百六十三条 木材せき板は、死ぶし、その他の欠点のないものとし、コンクリートの露出面に接するせき板の表面は平らに仕上げなければならない。

2 板の表面仕上げは、特に指定しない限りかんなにより仕上げなければならない。

3 せき板を再び使用する場合は、コンクリートに接する面を清掃しなければならない。この場合において、せき板が鋼製せき板の場合は、鋼が光るほど砂の吹き付けを行なったり、ワイヤーブラシでこすつたりしてはならない。

4 せき板の内側に塗布する材料は、監督員の承認を受けた鉱油で汚色を残さないものを用いなければならない。塗布作業に当たっては、既成のコンクリート面又は鉄筋を汚さないようにしなければならない。

(支保工)

第百六十四条 支保工は、じゅう分な支持力をもつていなければならない。

特に支柱は、沈下しないように、その受ける荷重を適当な方法で地盤に分散させるとともに支柱が高いときは、つなぎ及びすじかいを設けなければならない。

(面取り)

第百六十五条 特に監督員が指示しない場合でも、型わくのすみに適当な面材料を取りつけて面長さ二センチメートル程度の面取りをしなければならない。

(一時的開口)

第百六十六条 型わくの清掃検査及びコンクリート打ちの利便のため必要のある場合には、適当な位置に一時的な開口をしなければならない。

(型わくの取りはずし)

第百六十七条 型わくは、あらかじめ監督員の承認を受けてから取りはずさなければならない。

2 型わくの取りはずしは、構造物に害を与えないようにできるだけ静かに行なわなければならない。

第三節 鉄筋工

(加工)

第百六十八条 鉄筋は、設計図に示された形状及び寸法に一致するように材質を害しない方法で加工しなければならない。

2 フックは、半円形で半円の端から適当な長さまっすぐに延ばしたものでその内容は、特に指示する場合のほか、鉄筋直径の三倍以上としなければならない。

3 鉄筋を熱して加工するときは、その全作業についてあらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

4 加工をしてもまつすぐにするのできないような鉄筋は用いてはならない。

(組立て)

第百六十九条 鉄筋は、組み立てる前に清掃し、浮きさびその他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものは、除かなければならない。

2 鉄筋は、正しい位置に配置し、コンクリートを打つときに動かないように堅固に組み立てなければならない。

3 鉄筋の交点は、直径〇・九ミリメートル(二〇#)以上の焼鈍鉄線又は適当なクリップで緊結しなければならない。この場合において、必要のあるときは、特に緊結鉄線の直径を指定することができる。

4 鉄筋とせき板との間隔は、つり金物、モルタルのかたまり等で正しく保たなければならない。

(継ぎ手)

第百七十条 設計図に示されていない鉄筋の継ぎ手を設けるときは、その位置及び方法についてあらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 鉄筋の重ね継ぎ手は、指定の長さを重ね合せ、直径〇・九ミリメートル以上の焼鈍鉄線で数箇所緊結しなければならない。

3 将来の継ぎたしのために構造物から露出させておく鉄筋は、損傷、腐蝕等を受けないように保護しなければならない。

第七章 舗装工

第一節 通則

(通則)

第百七十一条 舗装工の施工についてこの仕様書に定めのない事項は、土

木学会コンクリート標準示方書、日本道路協会セメントコンクリート舗装要綱、アスファルト舗装要綱及び簡易舗装要綱により、路床路盤については、日本道路協会道路土工指針によつて施工しなければならない。

(舗装準備工)

第百七十二条 マンホール縁石、軌道境界石、路側コンクリート等の露出構造物は、あらかじめ計画路面に合わせて高さを調整し、舗装と接触する部分は、入念に清掃しなければならない。

2 かき上げ、修繕又は除去の必要がある地下埋設物及び支障物を発見した場合、監督員の指示を受けなければならない。

3 在来舗装の切取りは、コンクリートブレイカー、コンクリートカッター、手のみ等で隣接面及び基礎に損傷を与えないように施工しなければならない。

4 舗装基礎及び切断面は、清掃し、ごみ等を完全に除いてよく乾燥させなければならない。

5 掘削残土は、できるだけその日のうちに処理しなければならない。

(路床及び路盤工)

第百七十三条 路床面は、所定の縦横断形を有し、一様でじゆう分な支持力をうるよう平らに仕上げなければならない。路床上の悪い箇所を掘さくで掘り過ぎたときは、良質の材料で埋め戻さなければならない。

2 路床面より十五センチメートル以内の深さに岩塊又は転石がある場合は、それを取り除き周囲と同じ材料で埋め戻し、よく締め固めなければならない。

3 路床土の種類、性質及び土層の変化等をよく観察し、その支持力が設計に用いられた支持力よりも小さいと思われるとき及び予期しない湧水、

地下水等が発見されたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

4 路盤に用いる材料は、指定された材料を使用しなければならない。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。

5 路盤に用いる材料は、指定の粒度の範囲のものでなければならない。

6 路床及び路盤の締め固めは、指示された方法又はこれと同等以上の効果のある方法で行なわなければならない。この場合において、ローラーの類で締め固めできない箇所は、ランマーの類でもつてよく突き固めなければならない。

7 路床土の悪い箇所路床土をおさえる目的でつくる砂仕立の路盤は、厚さを均等に敷きならし、転圧に際して乱してはならない。転圧の際砂層が破れて路床土が押し上げられてきたときは、掘り返して路盤を作りかえなければならない。

8 路盤仕上げ後監督員の指示により一定期間交通の用に供するときは、常時これを巡視し補正しなければならない。

9 路盤は、浮き石や結合材の過不足のため安定していないところ又は地下水のため部分的に軟化しているところがあつてはならない。

(仕上がり及び支持力試験)

第百七十四条 路床の仕上がり面の高低は、計画高より高くなく、低い場合で五センチメートル以上あつてはならない。

2 路盤の仕上がり面の高低は、計画高よりマイナス十ミリメートル、プラス五ミリメートル以上あつてはならない。

3 路盤の仕上がり厚の許容誤差は、プラス、マイナス十パーセント未満とする。

4 路盤の仕上がり面の支持力が、低いと思われる任意の箇所二百平方メートルにつき一箇所以上 J・I・S A 1115 の方法により平板載荷試験を行なわなければならない。

5 路盤の仕上がり面の平板載荷試験による支持力係数は、次の表の値以上でなければならない。

種 類	種 類	支 持 力 係 数
セメントコンクリート舗装		K30≧15
アスファルト舗装		K30≧28
礫 層		K30≧15

6 平板載荷試験は、監督員の立会いのもとに行ない、試験結果をとりまとめて報告書を作成し、これを提出しなければならない。

(水締めマカダム工)

第百七十五条 水締めマカダムエが一層仕上げの場合は、指定粒度の主骨材を一様に敷きならし、十トン以上のマカダムローラー等でよく骨材がかみ合うまで締め固め、さらに目ツブシ材を所定の順序に従つて散布し、散水しながら転圧して目ツブシ材を主骨材の目の中にローラーで圧入しなければならない。

2 水締めマカダムエガ二層仕上げ以上の場合には、各層をそれぞれ前項の方法により仕上げなければならない。ただし、路盤工施工後、直ちにプライムコートを施工する場合の最上層には散水しなくてもよい。

第二節 セメントコンクリート舗装工

(コンクリートの品質)

第百七十六条 コンクリートの材令二十八日における目標曲げ強度は、四

十八以上でなければならない。
Kg/cm³
(コンクリートの練り混ぜ)

第百七十七条 材料の計量前に示方配合を現場配合になおさなければならない。

ない。

2 各材料は、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及びA E材は、容積で計ることができる。

3 計量誤差は、一回の計量分量に対し、次の表の値以下でなければならない。

材 料 の 種 類	誤 差 率
水	1
セメント 骨 材	3

4 計量装置は、定期的に検査しなければならない。

5 コンクリートの練り混に使用するミキサーは、可傾式バッチミキサー(容量十六切練り以上のもの)でなければならない。ただし、小面積の場合で、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。

6 材料の投入順序及び一練りの量は、監督員の指示によつてこれを定めなければならない。

7 練り混ぜ時間は、試験によつて定めなければならない。試験をしない場合は、ミキサー内に材料を全部投入した後、一分三十秒以上練り混ぜなければならない。

8 練り混ぜは、所定の時間の五倍以上行なつてはならない。

(コンクリートの打込み)

第百七十八条 型わくの設置前に路盤の仕上げを点検するとともに監督員

の検査を受け、必要に応じて補正しなければならない。

2 型わくは、木製又は鋼製で堅固な構造とし、コンクリートを打込む際、狂わないように正しく所定の位置にこれをすえつけなければならない。

3 木製型わくは、厚さ九センチメートル以上、長さ三メートルを標準とし、型わく止めピンは、長さ四十五センチメートルから六十センチメートルまでのものを、型わく長さ三メートルについて五本使うのを原則とする。

4 型わくには、コンクリートが固着しないように油、石けん液等を一樣に塗布しなければならない。

5 型わくは、よく清掃し、曲がり、よじれ等の変形を検査して、常に良好な状態に保つておかなければならない。

6 型わくの継ぎ目には、厚さ二センチメートル程度の板を路盤上におき、型わく相互のくい違いを防ぐようにしなければならない。

7 型わくは、コンクリート打込み後、六十時間以内に取りはづしてはならない。ただし、特別に監督員の承認を受けた場合は、温暖な気候で十八時間、寒冷な気候では三十六時間で取りはずすことができる。

8 霜が降つたり、凍結したりしている路盤にコンクリートを打込んではいならない。

9 路盤には路盤紙を敷き、その上にコンクリートを打込まなければならない。路盤紙の端は、八センチメートル以上重ねて敷かなければならない。

10 コンクリートは、材料の分離及び乾燥を防ぐことができるような方法並びに既に打込んだコンクリートに害を与えないような方法ですみやか

- に運搬し、直ちにこれを打込まなければならない。
- 11 コンクリートを運搬車に受ける場合又は運搬車からコンクリートを荷降ろしする場合には、その高さをなるべく低くし、コンクリートの分離を防ぐような処置をしなければならない。
- 12 運搬車の荷台は、使用の前後水洗いしなければならない。
- 13 コンクリートは、締め固め後、コンクリートを加えたり、削つたりすることのないようこれを敷きならさなければならない。
- 14 コンクリートを路盤紙の下に入れないように敷きならすとともに作業中どろ足でコンクリートの中に踏み込んだり、路盤紙を踏み荒したりしないよう注意しなければならない。
- 15 コンクリート版の四すみ、スリツプバー、タイバー等の附近は、分離した骨材が集まらないように特に注意し、コンクリートを詰め込まなければならない。
- 16 目地の位置は、あらかじめ型わく上に標示し、目地の中間でコンクリート打ちを中止してはならない。やむをえず中止する場合には、その処置について監督員の指示を受けなければならない。
- 17 コンクリートの打込み中に雨が降つたときは、直ちに作業を中止し、コンクリートの処置について監督員の指示を受けなければならない。
- 18 コンクリートは、敷きならし後、すみやかに振動機で一様、かつ、じゆう分に締め固めなければならない。
- 19 振動機の故障その他の事故のため、締め固めが不じゆう分になるおそれのある場合には、直ちにコンクリートの練り混ぜを中止し、敷きならしたコンクリートがよく締め固められるように処置しなければならない。
- 20 型わく及び目地の附近は、棒状振動機その他を使用して、入念に締め固めなければならない。作業中スリツプバー、タイバー等の位置が狂わないよう注意しなければならない。
- 21 ファイニツシャーでコンクリートを締め固める場合には、その使用方法について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。
- 22 鉄網コンクリート版は、締め固めるときに鉄網をたわませたり、移動させたりしないように注意しなければならない。
- 23 鉄網の継ぎ手の箇所では、少なくとも網目一目だけは、重ね合せなければならない。
- 24 引き続き次の版を施工する場合は、前の版の荒仕上げが終つてから一時間以内には版の締め固めを行わなければならない。
- (コンクリートの表面仕上げ)
- 第百七十九条 コンクリートの表面仕上げは、コンクリートの締め固めが終つた後、直ちに簡易ファイニツシャーで表面の荒仕上げを行ない、引き続いてフロードで縦方向のおうとつをならし、コンクリート面の水量りが消えるのを待つてベルト又はホーキで最後の仕上げをしなければならない。
- 2 コンクリート版は、版全体の平坦性と隣接版との高低に注意して仕上げなければならない。このため直線定規を準備し、表面の高低を調査しながら仕上げなければならない。
- 3 コンクリート版の表面は、道路の中心線に平行に長さ三メートルの直線定規をあてた場合、五ミリメートル以上あくところがあつてはならない。この場合、既に定規をあてて検査したところに半分以上定規を重複させて、次の検査をするようにしなければならない。
- (目地の施工)

第百八十条 設計図書に明示された目地の位置及び構造をやむを得ず変更する場合は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 膨張目地の目地板は、路面に垂直で一直線にとおり、版全巾にわたつて完全に絶縁できるようにしなければならない。このため施工中に目地板が曲つたり、途中で切れたり、かたむいたり、浮き上つたり及び型わくとの間があいたりしないように常に注意しなければならない。

3 シールする部分に施工上一時的に入れておいたものは、コンクリートに害を与えないように適当な時期に、これを取り除かなければならない。
4 めくら目地は、コンクリートカッターによつて定められた深さまで路面にたいして垂直に切込み、アスファルト目地防でみぞをシールしなければならぬ。収縮目地のコンクリートカッターによる切断時期については、監督員の指示を受けなければならない。

5 突き付け目地は、硬化したコンクリート側に歴青材を塗布し、新らしいコンクリートが付着しないようにしなければならない。

6 区画石、軌道境界石、マンホール等の路面露出構造物に接する部分は、コンクリート版と絶縁するように目地材を使用しなければならない。

7 コンクリート版の絶縁及び目地は、目地ゴテで半径五ミリメートルの面取りをしなければならない。

8 相接するコンクリート版の目地部の高さの差は、二ミリメートル以上あつてはならない。

(養生)

第百八十一条 標準の養生期間は、次の表のとおりとする。特別の理由によりこれによれない場合は、監督員の承認を受け、コンクリート曲げ強度試験を行ない、現場のコンクリートと同じ状態で養生した供試体の強

度が二五 Kg/cm^2 に達すれば交通の用に供することができる。

区	分	養生期間
普通洗コンクリート又は中層洗コンクリートを使用する場合		14 日
重層洗コンクリートを使用する場合		7 日

2 コンクリートの表面は、仕上げ後直ちに湿つたむしろ、湿つた帆布等でおおい、これを湿潤に保ち、かつ、保護しなければならない。この場合、帆布等は、直接コンクリートに付着しないように架台をもうけて、その上からおおわなければならない。膜養生を行なう場合には、その使用材料及び使用方法についてあらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

3 コンクリートは、後期養生期間中少くとも六日間常に湿潤状態に保たなければならない。

4 型わくを取りはずした後、側面は、直ちに土砂などでおおい、直接外気に触れないようにしなければならない。

5 養生期間が終つた時は、交通開始に先だつて表面を清掃しなければならない。

(すべり止め工)

第百八十二条 すべり止め工は、路面の仕上げを完了して、コンクリート硬化開始直前に施工しなければならない。

2 押し型は、あらかじめ監督員の承認を受けたものでありグリース等の油類を塗布してみぞ付けした場合は、コンクリートが付着しないように

しなければならない。
3 押し型は、コンクリート版に平面バイブレーターの類をもつて押し込むものとする。

(舗装版の仕上がり厚さ)

第百八十三条 コンクリート舗装版の仕上がり厚さの許容誤差は、プラス十ミリメートル、マイナス五ミリメートル未満でなければならない。

第三節 アスファルト舗装工

(プライムコート工)

第百八十四条 プライマーの散布に先だつてよく路盤を清掃し、路盤が湿っている場合は、乾燥をまつて施工しなければならない。ただし、乳剤を使用する場合は、多少湿つていてもよい。

2 歴青材料は、加熱し、加圧スプレヤーにより規定量をできるだけむらくな一様に散布しなければならない。歴青材料の加熱温度は、監督員の指示によらなければならない。

3 歴青材料の散布は、全量の三分の二を散布し、粘性をおびるのをまつて砂を薄く散布し、転圧してひとまず交通の用に供し、舗設に際しては、残量のアスファルト材料を散布し、粘性をおびるのをまつて混合物を敷きならさなければならない。

(加熱式アスファルト混合物の製造)

第百八十五条 アスファルトプラントは、回転骨材乾燥機、乾燥骨材ふるい装置、アスファルト溶融槽、骨材貯蔵ビン、材料秤量機バツグミル型バツチ式混合機等を備えたものでなければならない。

2 骨材秤量機は三段秤を、ふるいは三段ふるいを、ホットピンは三室以上区画されたものを標準とする。

3 計量装置は、定期的に検査を行うものとし、秤量の精度は、アスファルトは一パーセント以内、アスファルト混合材料は二パーセント以内とする。

4 石粉は、湿気を受けないように保管し、骨材は、種類別に貯蔵しなければならない。

5 骨材は、骨材乾燥機によつて乾燥して石粉は、加熱乾燥しないで使用しなければならない。

6 骨材の乾燥温度は摂氏百二十度から百七十度まで、アスファルトの熔融温度は摂氏百三十度から百六十五度までとし、そのつど監督員が指示する。この場合において、アスファルトは、どんな場合でも摂氏百八十度以上に熱してはならない。

7 各材料は、一練り分づつ重量で計量し、各ホットピンの骨材の重量は、それぞれ計量して混合した骨材の粒度が、設計配合の標準粒度範囲にはいるように定めなければならない。

8 材料の混合は、まず骨材、ファイラーを投入し、十秒以上から練りした後アスファルトを注入し、骨材が完全につつまれ均等な組成となるまで(五十秒以上)混合しなければならない。

9 混合物の温度は、摂氏百十五度から百六十五度までの範囲内であるべく一定であるように調節しなければならない。

10 混合機内の混合物を全部取り出した後でなければ、混合機に新たに材料を投入してはならない。

11 混合機は、使用前後によく清掃しなければならない。
(混合物の運搬)

第百八十六条 混合物は、適当な運搬車を用い、舗設作業の進行に応じ迅

速に、かつ、過不足のないように現場に搬入しなければならない。

2 混合物の運搬車は、あらかじめ清掃し、その内面にごく少量の重油類を塗布し、混合物が付着しないようにしなければならない。

3 天候、気温及び運搬距離によつては、保温及び異物の混入を防ぐため、シート類を用いて混合物を被覆しなければならない。

4 現場に搬入した合材の温度は、摂氏百十五度以下であつてはならないし、使用時に摂氏百度以下のものは使用してはならない。

(混合物の舗設)

第百八十七条 混合物の敷ならしは、雨天の場合、気温が低く風が強い場合及び気温が摂氏五度以下の場合、原則として行なつてはならない。やむを得ず施工する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

2 混合物敷ならし路面は、入念に清掃し、湿つている場合は、乾燥をまつて敷きならさなければならない。この場合において、霜がおり、又は凍結した路盤には、舗設してはならない。

3 境界石、マンホールその他路面露出構造物の接触面には、乳剤又は溶融アスファルトを薄く塗布しなければならない。

4 混合物の舗設には、原則としてアスファルトファイニッシャー(簡易ファイニッシャーも含む。)を使用しなければならない。ただし、小規模の工事については人力によることができる。

5 アスファルトファイニッシャーによる敷ならしの場合、次の各号に掲げる方法によらなければならない。

一 ファイニッシャーは、アスファルト混合物の敷きならし、締め固め、仕上げができ、かつ、取扱いが容易な性能及び構造をもつものでなけ

ればならない。

二 混合物は、ファイニッシャーのホップのまん中におろし、入れ過ぎたり、外にこぼしたりしないようにし、また、最初にホッパーにあけるときは、内面に重油などを塗り、混合物の付着を防ぐように注意しなければならない。

三 ファイニッシャーの進行速度は、混合物の種類、温度、舗設する幅、厚さ、プラント能力等により決定しなければならない。

四 ファイニッシャーは、敷きならした混合物の縁が正しく計画線に沿ひ所定の厚さ、正しい横断こう配及び均一で平坦な表面が得られるように注意して運転し、また、混合物の分離しないように注意しなければならない。

五 敷ならしは、できるだけ連続的に行なわなければならないが、次の混合物を入れるのが遅くなり、前に敷ならした部分が冷えるおそれがあるときは、ホッパー内の混合物の全部を敷ならし、引き続きローラーをかけて仕上げるようにしなければならない。

六 混合物の敷ならしが終つたときは、ローラーをかける前に表面をよく検査し、次に掲げる事項に該当する箇所があつた場合は、直ちに取り除いたり、新しい混合物を補充したりして、レーキ等で手直しを行なわなければならない。

イ 正しい断面になつていない。

ロ アスファルト分が固まつてにじんできたり、特にあらいか、又は細かい所があつたりして均一な表面になつていない。

ハ 不陸があつて平坦でない。

七 舗装幅員の関係上ファイニッシャーで舗設できない狭い部分が、やむ

を得ず端に残るときは、フィニッシャーの幅以上に混合物をまき出し、フィニッシャーによる敷ならしと並行して人力によつて敷きならさなければならぬ。

八 構造物の周辺の狭い部分その他不規則な形の部分で、フィニッシャーによつて敷きならしできない箇所は、人力によつて敷きならさなければならぬ。

六 人力による敷きならしの場合は、次の各号に掲げる方法によらなければならぬ。

一 混合物は、敷きならす場所のすぐ手前又は最も近い外側に敷いた鉄板上に取り降ろさなければならぬ。この際、混合物がひどく分離している場合は、スコップで切り返さなければならぬ。

二 鉄板上に降ろした混合物は、加熱したスコップで運び、固めて投げることなく、後でレーキマンが敷きならしやすいうに均一に置かなければならぬ。この際、混合物は、できるだけゆるくスコップを返して置き、レーキマンが取り扱うことができる以上に多く運ばないよう注意しなければならぬ。運び終るまでに時間がかかるときは、温度が下がらないようシートなどでおおつておかなければならぬ。

三 スコップで置かれた混合物は、直ちにレーキで均一な密度となり、転圧後規定の厚さと横断こう配になるように敷きならさなければならぬ。

四 敷きならした混合物の中で作業をし、及びレーキングを終つた部分に足を踏み入れてはならぬ。この場合手直し等のためやむを得ない場合は、板等を敷いて作業しなければならぬ。

五 敷きならし作業は、できるだけ連続して行ない。途中で作業が中断

し、敷きならし混合物が冷えて固まるおそれがあるときは、その端まで転圧し、仕上げを完了して置くようにしなければならぬ。

六 敷きならしが終つたときは、ローラーをかける前及び初転圧終了後に表面をよく検査し、不均一、不陸等の箇所は、すぐ手直しを行なわなければならぬ。

七 敷きならしに用いる器具類は、適当に加熱して使用しなければならぬ。この場合過熱のため混合物を損傷しないように注意しなければならぬ。

(締め固め)

第百八十八条 混合物の敷きならし終了後、適当な温度になるのをまつてローラー等をもつて締め固め、輪跡のなくなるまで締め固めを継続し、波状のないように仕上げなければならぬ。この場合において、転圧開始温度は、摂氏九十度から百十五度までの範囲とし、摂氏九十度以下に注意しなければならぬ。

2 転圧は、八トン以上のマカダムローラー又はこれと同等以上の能力をもつもので最初道路の中心線の方向に行ない、路側から順次中央に移動して後車輪幅の二分の一を重ねながら全体一行ない、更に道路幅がじゆう分にある場合又は広場の場合には、中心線に四十五度及び直角の方向に締め固めなければならぬ。この場合において、各回転圧の終端は、同一線上にならないように注意しなければならぬ。

3 転圧は、必ず混合物敷きならし終端から約三十センチメートル以上残して行なわなければならぬ。ただし、混合物の冷却するまで作業を中止する場合は、一日の作業が終了する場合は、ローラーが舗装の終端を通過するように転圧しなければならぬ。

4 ローラーは、いつでも作業できるようによく整備し、なめらかに前進後進の運転を行ない、衝撃のおこらないようにしなければならない。

5 転圧速度は、二Km/hrから三Km/hrまでとし、三Km/hrをこえないようにしなければならない。

ばならない。

6 転圧の際、アスファルトや混合物がローラーの輪に付着するのを防ぐため、水又は油を薄く塗ることができる。ただし、余分に塗り過ぎないように注意しなければならない。

7 縁石、衝渠、マンホール等の構造物のためローラーで転圧できない箇所は、タンパーでよくつき固め、スモーカーで仕上げなければならない。

(継ぎ目の施工)

第百八十九条 横継ぎ目、縦継ぎ目その他構造物と接する箇所の継ぎ目は、よく締めて固着させ、平らに仕上げなければならない。

2 舗設作業の中断が長時間予想される場合は、混合物を敷き広げた区域の終りの端に型わく又はロープ等を置き、端まで転圧仕上げを行ない、横継ぎ目を作らなければならない。

3 既設舗装が完全に冷え固つており、かつ薄く不規則である場合は、この部分をなるべく垂直に全幅にわたることができるだけ一直線に規定の厚さまで切り取り継ぎ目を作らなければならない。

4 縦継ぎ目は、道路の中心線の方向と平行に設けて前項までの規定に準じ施工し、特に締め固めに注意するとともに完成後めだたないように施工しなければならない。

5 継ぎ目のおおとつについては、作業中常に定規を用い、検査しなければならない。

6 継ぎ目は、その表面を清掃した後、タックコートを行ない、新しい混合物が完全に密着するようにしなければならない。

7 舗設終了後、その舗装の温度が外気の温度に低下するまでの間は、交通を禁止し、養生期間を設けなければならない。

(仕上がり)

第百九十条 仕上がり表面は、長さ三メートルの直線定規を道路中心線と平行に舗装面にあてたときに、すきまが表層にあつては五ミリメートル以上、基層にあつては十ミリメートル以上あつてはならない。

2 アスファルト舗装の仕上がり厚さの許容誤差は、表層にあつてはプラス十ミリメートル、マイナス四ミリメートル未満基層を施工する場合にあつては、基層と表層をあわせた厚さでプラス十五ミリメートル、マイナス六・五ミリメートル未満でなければならない。

3 舗装仕上がり面は、縁石、境界石その他路面露出物の表面より五ミリメートルから十ミリメートルまで高く仕上げなければならない。

(ワーピット舗装)

第百九十一条 混合物の敷きならしに当たつては、下部混合物の敷きならし後、冷えないうちに上部混合物を敷きならし、上下両層を同時に転圧しなければならない。

2 手仕上げによる場合は、下部混合物にさきだつて上部混合物を現場に搬入し、舗設箇所附近の鉄板上に降ろして帆布等でよく保温しておき、下部混合物を敷きならした後ハンドローラーで軽く押え、直ちに上部混合物を敷きならして上下両層を同時に転圧しなければならない。

3 降雨、気温の低下等のため、下層混合物の温度の低下が急速で上層混合物を敷きならす余裕がない場合は、監督員の承認を受けて下層混合物

のみ転圧することができる。

4 転圧が終つたときは、舗装面に石粉を薄く撒布し、均一に掃き置かなければならない。

第八章 橋りよう工

(通則)

第百九十二条 橋りようの施工は、この仕様書に記載されていない事項については、次の各号に掲げる示方書及び指針によつて施工しなければならない。

- 一 鋼道路橋設計示方書 (日本道路協会)
 - 二 熔接鋼道路橋設計示方書 (日本道路協会)
 - 三 鋼道路橋製作示方書 (日本道路協会)
 - 四 鋼道路橋の合成けた設計施工指針 (日本道路協会)
 - 五 プレストレストコンクリート設計施工指針 (土木学会)
 - 六 鉄筋コンクリート道路橋設計示方書 (日本道路協会)
 - 七 道路橋下部構造設計指針 (日本道路協会)
 - 八 土木学会コンクリート標準示方書 (土木学会)
 - 2 橋りよう架設計画は、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。
 - 3 くつのすえつけは、橋台又は橋脚上に敷き、モルタルを多少高めに敷きならし、所定の位置及び高さに落ち着かせ、モルタルが硬化した後アーカーボルトを締めつけなければならない。
- (鋼橋)
- 第百九十三条 鋼橋の施工については、日本道路協会制定の鋼道路橋及び熔接鋼道路橋示方書によつて施工しなければならない。

2 材料試験は、監督員の指定した材料から試験片を作成し、監督員の立会いのうえで試験を行わなければならない。

3 工事着手前に原寸図を作成し、検査を受けなければならない。

4 各部材の工作完了後、仮組立て検査を受けなければならない。

5 熔接部については、X線橋査を実施し、J・I・S 二三四一の二級以上に合格するものでなければならない。

6 さび落しの方法は、原則としてサンドブラスト又はショットブラスト法とし、その方法について、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

7 工場塗装は、仮組立て検査を終了しなければ施工してはならない。

8 工場塗装現場塗装共塗料の材種及びその配合については、あらかじめ監督員の承認を受けなければならない。

9 橋桁の論送は、あらかじめ監督員の承認を受けた輸送計画書に基づき行なわなければならない。

10 橋りようの架設は、あらかじめ監督員の承認を受けた架設計画書に基づき施工しなければならない。この場合において、橋桁の組立てを完了し、仮締めボルトの本締めを終つたときは、リベット締めに先だつて監督員の検査を受けなければならない。

11 現場でリベット締めを実施する場合には、順序工程等について、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。

12 リベット締めの夜間作業は、原則として実施してはならない。

13 架設作業完了後、添接部及び連結部については、監督員の検査を受けなければならない。

14 床板及び舗装の施工は、鉄筋コンクリート標準示方書及び第七章の規

定に準じて施工しなければならない。

(PCスラブ橋)

第九十四条 工作完了後の部材は、すべて監督員の形状検査を受けなければならない。

2 前項の形状検査の方法は、J・I・Sに定めるところによらなければならない。

3 部材の載荷試験は、監督員の立合いのうえ実施しなければならない。

4 部材の輸送は、破損破壊のおそれのない安全な方法で行なわなければならない。

5 横締工は、実施する前に測定方法等について、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。

(PCけた橋)

第九十五条 ポストテンションPCけたの施工に当たっては、プレストレス導入時の部材軸方向短縮量の測定を必ず実施し、監督員にその結果を報告し、指示を受けなければならない。

2 PCけたの架設は、けたを損傷しないように安全な方法で行なわなければならない。

3 特殊ポストテンションPCけた橋については、前二項の規定を準用する。

(鉄筋コンクリートけた橋)

第九十六条 鉄筋コンクリートけた橋の施工は、第九十二条に規定する各種示方書及び指針により施工しなければならない。

(つり橋)

第九十七条 つりげたのアンカーボルトの取り付けは、監督員の指示

に従い、誤差の起らないように入念に仕上げなければならない。

2 アンカーブロック工の完了後、親線の架設に取りかかるまでの間は、アンカーボルトのネジ山は、適当におおいを用いて損傷しないように保護しなければならない。

3 ドラムから親線を引き出すときは、キンクのできないようにドラムをころばすか、又は心棒を入れて廻しながら引き出さなければならない。

4 親線の架設は、図面及び監督員の指示に従い、塔柱支点間の曲線上を親線上に測り、しるしをつけ、伸びを考慮して架設しなければならない。この場合、架設中に、所定の伸びに差異を認めるときは、監督員の指示に従って更正しなければならない。

5 親線をソケット止めにする場合は、パビットメタル又は純亜鉛を使用し、パビットメタルは摂氏二百五十度から摂氏二百八十度まで、純亜鉛は摂氏四百四十度から摂氏四百五十度までの温度で施工し、ソケット止めの親線の小口止めは、亜鉛引鉄線によく巻止めを施した後、その先端を茶筒状に解いてよれ合っている所がないようにしなければならない。

6 親線を打ち返し巻止めとする場合は、必ず所定の数のクリップを使用し、クリップの座鉄は、親線の折り返しの際に使用してはならない。この場合、なお、折り返し先の先端は、監督員の指示に従い、相当の長さを茶筒状に解いて折り返し、亜鉛引鉄線によく締め付け、ほつれを防止しなければならない。

7 つり線の取り付け金物がすべりおそれのある箇所には、亜鉛引鉄線を巻きつけるか、又は他の方法ですべり止めを施さなければならない。

8 つり線の巻き止め部分は、親線の巻き止めと同様にしなければならない。

9 つり線を取り付けるU型ボルトの両端のネジ切りの長さは、径の五倍以上にしなければならない。

(木橋)

第百九十八条 橋くい、ちりよけくい等を掘り立てるときは、末口を上方にし、打込みのときは逆打ちとしなければならない。

2 橋くいの施工については、第百十条及び第百十一条の規定に準じて施工しなければならない。

3 橋くいのうち、上流側及び下流側のもので別に指定のない場合は、十分の一から二十分の一までの程度の傾斜を付けなければならない。ただし、副くいを使用する場合は、この限りでない。

4 くい頭を打込み後、仮締めし、所定の高さにそろえ、ほぞごしらえのうえ、はり木を取り付けなければならない。

5 橋台のまくら右、まくら木及びまくらコンクリートは、別に指定のない場合は、胸壁から五センチメートル程度の間隔をとつてすえ付け、橋台けた受面は、川側に五十分の一から百分の一までの下り片こう配としなければならない。

6 ひじ木の下部は、はり木に相欠ぎ落しにして取り付けなければならない。

7 けた木に丸太材を使用し、橋台若しくは橋脚上のまくらはり又は副けたに取り付ける場合には、けた木を相欠ぎに切り込んではならない。

8 土橋のけたじりと、け込み石積み又はコンクリートとの間隔は、三センチメートル程度としなければならない。

9 敷板は、木心を上側に向け、合端をよく締め寄せた後釘付けにしなければならない。

10 並木は、元口と末口とを交互に密接させて釘付けにし、中継ぎとする

ものは長短交互に並べ、継ぎ手は、十センチメートル以上の相欠きとして打ち付けなければならない。この場合、並木の末口の大きいものは、加工して数量に異動のないようにしなければならない。

11 杉皮は、原則として鳥羽重ねとしなければならない。

12 ボルトの外部は、さび止めを施し、ネジ切りの長さは、径の三倍以上とし、頭部は、打ち出しとしなければならない。ただし、締め付けのため木座板は、使用してはならない。

(高欄工)

第百九十九条 高欄の仕上げは、所定の強度と美観をそこなわないように施工しなければならない。

2 親柱は、上端をずきん切りにし、下部を耳げた側面又はまくら木にボルトで取り付け、監督員の指示により橋名を彫刻し、黒エナメル等を塗らなければならない。

3 親柱に文字を彫刻する場合は、路線起点側から終点に向い右側に漢字で橋名を、左側に河川名を終点側から起点側に向い右側にひらかなで橋名を、左側に完成年月日を彫らなければならない。

(照明工)

第二百条 照明工は、電気工作物規程(昭和二十九年通商産業省令第十三号)に基づいて施工しなければならない。

2 工事完了後に実施する大地間絶縁抵抗測定試験の結果を提出し、監督員の承認を受けなければならない。

(塗装工)

第二百一条 材料は、日本工業規格に適合するもので、油類は、品質良好な

ものでなければならぬ。

2 塗料は、材種及び配合について監督員の承認を受けてあらかじめ混合しておき、使用する場合は、よくかき混ぜて沈でんしないようにしなければならない。

3 部材のさびその他の有害な付着物の取り除きには、ワイヤーブラッシング、スクレーパー、金づち、布片等を用い、油類をふきとるときは、ガソリン又はベンジンを使用しなければならない。

4 部材表面の清掃が完了したときは、特に指定されたものについて監督員の検査を受けなければ塗装してはならない。

5 風雪、雨天、厳寒、高温その他監督員が塗装するのに不相当と認めて指示したときは、塗装を中止しなければならない。

6 中塗又は上塗は、相互の色を変え、前の塗料の乾燥をまつて塗らなければならない。

7 ペイント塗には、ペイントはけ又はスプレーヤーを用い、手ぎわよく平らに塗り、特に構造物の細部については、最も入念に塗り、一層の塗布完了ごとに監督員の検査を受けなければならない。

第九章 砂防工事

第一節 土工

(掘削)

第二百二条 掘削に際し、設計図面に記載された推定岩盤の位置に変動があつた場合はすみやかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 えん堤の両岸の掘削は、一階段ずつ行ない、当該部分のコンクリート打設後でなければ次の掘削をしてはならない。

3 基礎掘削中転石及び局部的軟弱地盤が仕上がり基盤面に現われた場合は、すみやかに監督員に届け出て、その指示を受けなければならない。

4 基礎岩盤掘削に、火薬を使用する場合は、基礎岩盤をゆるめないようにし、基礎近くになつたら火薬を使用せず、人力にて掘削し、ゆるんだ岩石をきれいに取り除いて表面仕上げをし、堤体との接着を密にしなければならない。

5 掘削終了後、コンクリート構造物の施工は、完全に水替えして行なわなければならない。

6 えん堤、床固等横工の仮排水路は、構造物の基礎より高い位置に設けなければならない。

7 えん堤地点、下流側の岩盤は、排水その他のため掘り下げてはならない。

(土捨て場、残土処理)

第二百三条 えん堤、床固工の切り取り及び床掘り残土は、当該構造物の上流の流水部を避けた箇所へ捨てなければならない。

第二節 コンクリート工

(コンクリート打込み)

第二百四条 コンクリートは、岩盤との接着をよくするため打込み前に、コンクリートの中のモルタルと同程度の配合のモルタルを厚さ二センチメートル程度敷かなければならない。

2 えん堤工のリフトは、〇、七五メートル以上一・五メートル以下とし、コンクリート打込みの一層の厚さは、四十センチメートルから五十センチメートル程度としなければならない。

3 旧コンクリートの打込みから七十二時間に達した後でなければ新コン

クリートを打ち継ぎではならない。

(コンクリート打ち継ぎ目)

第二百五条 打ち継ぎ目を設ける場合は、その位置、方向、施工等について、監督員の指示を受けなければならない。

2 えん堤のコンクリート施工に当たつては、打ち継ぎ目は、五パーセント程度のこう配をつけて下流方向を高くしなければならない。

3 打ち継ぎ目のコンクリート打込みに当たつては、型わくを締め直し、旧コンクリートの表面のゆるんだ骨材雑物を完全に除去した後、接着剤を塗布するか、又は十分吸水させた後、厚さ十五ミリメートル程度のモタルを塗りつけ新旧コンクリートを密着させなければならない。

4 水たたきコンクリートの打込みに当たつての打ち継ぎ目は、すべて鉛直打ち継ぎ目とし、水平打ち継ぎ目は、絶対に行なわず短時間に完了するようにその方法を講じなければならない。

(型わく)

第二百六条 えん堤の型わく組み立てに当たつては、鉛直方向の区画は、リフトに合わせて〇・七五メートル以上一・五メートル以内にするか、又は型わくの清掃検査及びコンクリート打ちに便利なように監督員の指示により、一時的開口を設けなければならない。

第三節 その他

(設計図書)

第二百七条 縦断面に記載の河床高は、特に示すもののほか、最低河床高を示すものとする。

2 横断面及び構造物正面図は、特に示すもののほか、下流から見たものとし、側面図は、左岸から右岸を見たものとする。

(作業区画割)

第二百八条 えん堤の施工に当たつては、リフトの制限、一日作業量及び全工事量の調和を基礎として作業の区画割りを決定しなければならない。
(水たたきの施工順序)

第二百九条 水たたきの施工は、垂直壁、側壁護岸、水たたきの順序に必ずこれを切り離して行なうようにしなければならない。

(堤名板)

第二百十条 堤名板は、見やすい側の下流面で水通し線より上部の翼部に設置することとし、堤名板の各辺は、構造物の線より一・五メートル以上離さなければならない。

2 堤名板には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

一 完成年月日

二 えん堤名

三 事業主体

四 施工業者名

(通水断面の保持)

第二百十一条 えん堤のコンクリート打設に当たつては、常に通水部は、設計通水断面を保持しなければならない。

(張石水路工の施工順序)

第二百十二条 張石水路工で、こう配が特に急で浸触作用をうけると認められるものは、下流から上流に向つて施工しなければならない。

(材料の採取)

第二百十三条 工事に使用する材料で、設計書に示された現場採取材料であつても、下流部の河道維持上、当該材料が必要と認められる区域では

採取してはならない。

第十章 港湾工事

(通則)

第二百十四条 すべて港の工事を施工する場合は、その港の工事に用基準面(B・M)を監督員の指定した永久構造物又は岩盤上の一点に保存し、構造物の高さは、この基準面によつて出さなければならない。

(石張堤及び捨石堤)

第二百十五条 表面張石及び被覆石は、大きさ及び形状に特に注意を払い、比重が大ききりよう角の多い、堅硬なものを使用し、施工に当たつて張石控え長さのつら幅より短いものを用いてはならない。

2 中詰石は、堅硬なものを使用し、捨石堤に当たつては、被覆石の近くには比較的大きいものを使用し、漸次小さな粗石を核とするように施工しなければならない。

3 表面張石の天端及びのり面は、監督員の指示を受けて、かみ合わせを控え長さの十パーセント以上とし、入念に施工しなければならない。

4 被覆石の張り立ては、法線下部から積み上げ、すべて小端立てで施工し、必要に応じ、間詰石を施工しなければならない。

5 方塊すえつけのための捨て石ならしは、方塊底面となる部分をよく目潰し施行のうえ完全に平らになるようにならさなければならない。

(ブロック堤及びケーソン堤)

第二百十六条 ブロック及びケーソンの製造は、あらかじめ設備した作業場で行ない、その運搬方法は、監督員の指示により製作物に損傷を与えない方法で行なわなければならない。

2 ブロック及びケーソンのすえつけは、基礎工事を完了し、基面ならし

を正確に行ない、監督員の検査を受けてからすえつけなければならない。
3 ブロックのすえつけは、すべり出し、及び抜け出しのないよう目地に注意して施工しなければならない。

4 ケーソンの中詰め及びふたコンクリートは、急速に行なう必要があるので施工材料を十分準備した後でなければすえつけをしてはならない。

(コンクリート堤)

第二百十七条 水中コンクリートは、不完全になりやすいため、できるだけ避けなければならない。やむを得ず施工する場合は、監督員の指示を受けて行なわなければならない。この場合において、型わくの下端が基礎部に接するようにし、更にモルタルの漏出を防止するようにしなければならない。

2 岩盤上にコンクリートを施工する場合は、岩盤表面を切り込んで表面を清掃した後、施工しなければならない。

3 プレパクトコンクリートを施工する場合は、別に定められた仕様書のほか、特に下層岩盤の表面部岩質等をよく調査したうえ、監督員の指示を受け合格した後、下部両端を切り込み型わく下からモルタルが漏出しないよう常に注意して施工しなければならない。

(重力式係船岸)

第二百十八条 ブロック積みの場合、積み合わせをよく考慮して、一区画の全断面が一体となるようにしなければならない。

2 裏込めは、堅質で軽い材料を使用し、裏込めが流出しないように施工しなければならない。

(矢板式及びたな式係船岸)

第二百十九条 矢板打込みの施工に当たつては、矢板の目違い及び間げき

を生じてはならない。

2 矢板打込み及びくい打込みの状況については、監督員と緊密な連絡を取り、打込みの際、資材が破損しないように工作物の安全な施工をしなければならぬ。

(係船浮標)

第二百二十条 係船浮標は、所定の位置に標体を中心にし、庁つめびようは、風向等により適当なゆるみをもたせて、左右に沈設しなければならぬ。

2 沈すい及び庁つめびようを沈設する箇所は、監督員の指示する深さに掘削し、沈設しなければならぬ。

3 標体には、監督員の指示する色彩を塗装するとともに番号を記入しなければならぬ。

(係船柱)

第二百二十一条 鉄筋コンクリート係船柱は、アンカー用として縦鉄筋を長さ三十センチメートル以上出しておき、基礎コンクリート打込みの際、根入深さを一・二〇メートル以上埋め込み基礎と一体になるように施工しなければならぬ。

2 中詰めコンクリート又はモルタルを使用する係船柱は、鉄筋の移動及び間げきのないようにてん充口よりてん充し、必要な時間保護装置をしておかなければならぬ。

3 鉄鋼装の係船柱には、さび止め塗装を施さなければならぬ。

(防、げん材)

第二百二十二条 防げん材に使用する木材は、所定の乾燥材を全面荒かんな削りをして、クレオソートを三回以上塗つたものでなければならぬ。

2 取り付けボルトの頭部は、木材の表面から五センチメートル以上の深さに埋め込み、その穴跡には、マスタックをてん充しなければならぬ。

3 取り付けボルトの金具は、使用前にさび止めをしなければならぬ。

4 特殊防げん材を使用する場合は、監督員の指示により取り付けなければ

ばならぬ。

5 防げん材の取り付け中、船舶の係留を妨げないようにしなければならぬ。

6 取り付け異型ボルト及びボルト被覆管を使用する場合は、コンクリートを打つとき移動しないように、あらかじめ所定の位置にそう入しておかなければならぬ。

(しゅんせつ)

第二百二十三条 しゅんせつの海底における完成状況は、おおむね平面でなければならぬ。ただし余掘りについては、計画水深以下においてのみ掘削の起伏を認める。この場合、余掘りの厚さは、この起伏の平均値でなければならぬ。

2 工事着工前に、設計図面に基づいてペンキ塗り標柱等を用いてしゅんせつ区域を標示し、あわせて見通し等基準点から出した量水標等を立て、しゅんせつの範囲、計画、断面、深さ等の基準として、完成までその標示を明らかにしておかなければならぬ。

3 しゅんせつ土砂は、指定の箇所へ運搬し、その処分方法及び順序等については、監督員の指示を受けなければならぬ。

4 しゅんせつ工事施工中は、しゅんせつ作業量を示す日報を監督員に提出しなければならぬ。

5 完成写真は、必ず撮影しておかなければならぬ。この場合、基準面高と同時水面高との関係が明らかにわかるようにしておかなければならぬ。

附則

1 この仕様書は、昭和四十年九月二十日から施行する。

2 土木工事仕様書(昭和二十五年四月鳥取県告示第百七十二号)は、廃止する。